

総務文教委員会記録

○開催日時

平成29年12月14日 午前9時59分～午後2時32分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	帯田裕達	委員	徳永武次
副委員長	坂口健太	委員	橋口芳
委員	上野一誠	委員	松澤力
委員	永山伸一		

○その他の議員（3人）

委員	成川幸太郎	委員	落口久光
委員	下園政喜		

○説明のための出席者

教 育 長	上 屋 和 夫	予 防 課 長	永 田 稔
		通 信 指 令 課	角 島 栄
総 務 部 長	田 代 健 一	教 育 部 長	宮 里 敏 郎
総 務 課 長	平 原 一 洋	教 育 総 務 課 長	小 原 雅 彦
秘 書 室 長	鬼 塚 雅 之	教 育 施 設 グループ長	稲 森 直
文 書 法 制 室 長	川 畑 央	学 校 施 設 整 備 室 長	上 口 憲 一
財 政 課 長	今 井 功 司	学 校 教 育 課 長	熊 野 賢 一
財 産 活 用 推 進 課 長	橋 口 堅	社 会 教 育 課 長	十 島 輝 久
税 務 課 長	道 場 益 男	文 化 課 長	永 里 博 己
収 納 課 長	有 村 辰 也	少 年 自 然 の 家 所 長	峯 満 彦
契 約 検 査 課 長	南 忠 幸	中 央 図 書 館 長	本 野 啓 三
危 機 管 理 監	中 村 真	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	森 園 一 春
防 災 安 全 課 長	寺 田 和 一	監 査 事 務 局 長	火 野 坂 博 行
原 子 力 安 全 対 策 室 長	祁 答 院 欣 尚	公 平 委 員 会 事 務 局 長	
会 計 課 長	脇 園 和 文	議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
消 防 局 長	新 盛 和 久	議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一
次 長 兼 警 防 課 長	福 山 忠 雄		
消 防 総 務 課 長	鶴 屋 豊 文		

○事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋	主 幹 兼 議 事 グループ長	久 米 道 秋
-------------	---------	-----------------	---------

○審査事件等

審査事件等	所管課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第147号 財産の無償譲渡について 議案第148号 財産の無償譲渡について 議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
(所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第142号 薩摩川内市教育施設整備基金条例の制定について 議案第143号 財産の取得について 議案第144号 財産の取得について 議案第145号 東郷学園義務教育学校屋内運動場新築(建築)工事請負契約の締結について 議案第146号 東郷学園義務教育学校特別教室棟新築(建築)工事請負契約の締結について 議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
(所管事務調査)	文 化 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
議案第140号 薩摩川内市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課 財 産 活 用 推 進 課 税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
(所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 会 計 課 監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の消防局所管分について説明をいたしますので、予算に関する説明書（第5回補正）を御準備ください。

初めに歳出から説明申し上げますので55ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、補正額4万9,000円の減額で、内容といたしまして、右側説明欄になりますが、常備消防一般管理費の事項で、9月30日付職員1名の普通退職によります給料及び共済費の減額、また、職員手当等につきましては、主に台風警戒や火災件数の増加に伴う時間外の増額によるものでございます。

また、1項3日常備消防施設費では、補正額1,030万2,000円の減額で、内容といたしまして、右側説明欄になりますが、常備消防車両等購入費の事項で、中央消防署に配備予定の水槽付消防ポンプ自動車購入に伴う入札後の執行残に

よる減額でございます。

また、1項4目非常備消防施設費では、補正額365万8,000円の減額で、内容としまして、非常備消防車両等購入費の事項で、小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車2台の購入に伴う入札後の執行残による減額でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、20ページをお開きください。

16款2項県補助金7目消防費補助金で補正額59万2,000円の減額で、先ほど申し上げました小型動力ポンプミニ積載車2台の購入に伴う入札後の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の減額でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。

委員会資料を御準備してください。1ページになります。

1の県消防学校初任教育修了につきまして、本年4月に新規採用いたしました6人が、4月10日から延べ172日間の消防職員として必要な基礎的な教育及び訓練等を学ぶ初任科教育課程を9月28日に修了いたしましたところでございます。

6人につきましては、10月から各署に配属し、現在24時間交代の隔日勤務についており、一般質問で消防局長が答弁いたしましたとおり、二人の女性消防職員も中央消防署のポンプ隊の隊員として勤務しているところでございます。

下段の2の南部分署救急隊配備につきまして、10月5日17時15分より、南部分署に専任の救急隊を配備し、救急業務を開始いたしました。

新規配備以降の救急出場の状況は、11月末までの市内全体の救急件数は664件で、そのうち約4割に当たります271件が南部分署の救急隊が出場しているところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

3の幼年消防クラブにつきまして、(1)の結成式につきましては、樋脇町市比野の諏訪保育園に、市内で19番目となる幼年消防クラブが結成され、10月16日に同園で結成式を行ったところでございます。

現在、市内の幼年消防クラブの状況は、19団体で904人となっているところでございます。

下段(2)の防災教室は、先ほど申し上げました市内幼年消防クラブの11のクラブの年長児329人が参加していただきまして、女性消防団員の方々の協力をいただき、体験を重視しました防災教室を2回に分けて実施いたしました。

続きまして、3ページになります。

4の救急隊活動検討会につきまして、心肺機能が停止した傷病者に対して、多くの救急資機材を必要とする高度な救命処置を行う場合や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合などに救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、救急事案の要請時と同時に、救急車、消防車を同時に出場させますPA連携は、平成28年が386件、平成29年11月現在が412件となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、昨年から通信指令課を含め救急隊・消防隊の連携強化とスキルアップを図ることを目的に実施しているところでございます。

下段の5の第21回自衛消防隊消火競技大会につきまして、危険物安全協会及び防火管理協会加入事業所から、3種目22事業所35チーム105人の方々が参加して開催いたしました。種目ごとの結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、4ページになります。

6の自主防災組織等の訓練状況等につきまして、(1)の自主防災組織の訓練状況は、9月から12月にかけて17回、647人の方々が参加し

て訓練を実施しております。本年は11月末現在で、自主防災組織等の訓練は71回、2,073人の方々が訓練に参加していただいております。

(2)の防災研修センターの利用状況につきまして、平成26年7月26日の開館から本年11月30日現在の利用状況は、2万3,822人の方々に御利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別につきましては資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めまして、防災研修センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、5ページになります。

(3)の消防署の見学につきまして、社会科見学の小学校5校を初め各種団体の21団体、767人の方々が中央消防署の見学に訪れているところでございます。

7の秋季全国火災予防運動に伴う主な行事等につきまして、(1)の消防フェスタの開催でございますが、資料に記載のとおり東部消防署及び中央消防署で開催いたしました。

東部消防署では、平成30年3月に閉校予定の朝陽小学校及び大馬越小学校の児童・先生等を対象に実施いたしましたところでございます。また、中央消防署では4回目の開催となります。今回は445人の方々に来場していただきまして、消防車両や施設等を活用して火災予防をPRいたしましたところでございます。

続きまして、6ページになります。

(2)の消防署の演習につきまして、上甕分駐所及び西部消防署管内の各施設で消防演習を実施いたしましたところでございます。

(3)の防火の呼びかけは、市内各店舗及び主要交差点等におきまして、幼年消防クラブ、女性防火クラブ、防火管理協会、危険物安全協会及び消防団員の方々の御協力をいただき実施いたしました。

続きまして、7ページになります。

(4)の火災予防PR活動につきまして、水引地区草道上自治会の会員の皆様の手づくりによるかかしに、防火旗を持たせまして、火災予防PRの一端を担ってもらったところでございます。

また、資料に記載はございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎え、火の取り扱いがおろそ

かになることもあることから、市民の方々が年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、あした15日から来年1月10日まで、年末年始の火災予防運動を実施いたします。

これに先立ちまして、今月6日には市内大型店舗の18施設の年末特別査察を行ったところでございます。

先ほど申し上げました火災予防運動期間中には、消防団の年末特別警戒を初め、川内駅構内での防火の呼びかけ、防災研修センターでの親子防災教室や車両等による防火広報等を実施する予定であります。

下段の8の各種訓練につきまして、(1)は鹿児島市消防局西消防署との合同訓練で、隣接の消防本部との消防及び救急相互応援協定に基づき実施するもので、市境での負傷者が数名いる交通事故を想定しまして、相互の円滑な現場活動を重点に実施いたしました。

続きまして、8ページになります。

(2)の緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練につきまして、本市では現在、消火隊や救急隊を初めとし、17隊を緊急消防援助隊として登録しており、事前の計画に基づき訓練に派遣しているところでございます。

この訓練は、毎年、九州各県持ち回りで開催されており、今回は佐賀県武雄市の大同メタル佐賀(株)の敷地内をメイン会場として開催され、本市からは職員15人、重機を含む車両5台を派遣いたしましたところでございます。

(3)の消防団員研修は、中央大隊の団員研修として、安全管理や連携強化を目的に、中央消防署の職員が分団ごとに研修を行っており、今後も計画的に実施していく予定でございます。

続きまして、9ページになります。

9の薩摩川内市消防団年末特別警戒及び消防出初式につきまして、(1)の年末特別警戒は12月28日から30日までの3日間、市内の各分団車庫・詰所で実施されます。

これに伴いまして、年末特別警戒巡視を初日の28日に本土地域9班、甌島地域2班の計11班で、市長等を巡視官として、資料に記載のとおり実施する予定でございます。

続きまして、10ページの下段になります。

(2)の平成30年薩摩川内市消防出初式は、

市内3会場で資料に記載のとおり実施いたします。

上甌・下甌会場は1月6日(土)午後からの実施となります。川内会場につきましては1月7日(日)8時25分から会場で分列行進を行う予定であります。

なお、川内会場の場所は、本年と同様に太平橋と開戸橋の間の向田側、川内川河川敷において雨天決行で行いますが、平成30年からは同会場で実施できないような暴風、あるいは大雪等の荒天時の場合は中止といたします。

次の11ページは、川内会場の消防出初式のポスターになります。

平成29年、ことしになりますが、腕用ポンプやまといのほか、消防の伝統文化であります木遣り歌を披露させていただきました。平成30年にはこれらにあわせて、はしご乗りを初披露する予定でございます。

寒い中大変ですが、十分な防寒対策をなされ、御参列いただきたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

続きまして12ページになります。

火災、救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、11月末現在で火災は53件発生し、対前年10件の増、救急は3,963件で24件の増となっております。

(2)から(5)の地域別・月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。

火災の種別では、昨年と比較し建物火災が5件、林野火災が4件、その他火災が2件といずれも増加しております。また、建物火災のうち半焼以上の炎上火災で、損害額の多い火災が昨年より多く発生していることから、火災損害額の増につながっております。

救急の種別では、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めており、各種別の件数につきましては、昨年とほぼ同様となっているところでございます。

なお、(5)の表の下段に記載しておりますドクターヘリの要請につきましては、11月末までに92件要請しておりまして、昨年と比較し倍増となっているところでございます。

なお、内訳につきまして括弧書きで書いてございますが、25件が天候不良、重複要請及び救急隊到着後の判断によりキャンセルとなっております。

ります。

以上で、消防局の所管事務につきまして、説明を終わります

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力） 済みません。1点だけ質問させていただきます。

今の委員会資料の4ページで説明いただきました、自主防災訓練の状況と自治会と研修センターでされていると思うんですけども、ここで研修をされて感じておられるところを、ちょっと伺いたいと思うんですけども。市民の方がどういう情報を、特に知りたいというニーズがあるのかということと、また、消防局としてもどういうことを今後、より伝えていかないといけないかというところを考えていらっしゃるかというのを、ちょっとお伺いできたらと思うんですけども。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 自主防災訓練につきましては、ここに記載してありますのは、消防署が消防車等を出動してした回数でございます。今、委員からございました住民の方々のニーズ、何を求めているかということでございますけれども、内容につきましては、書いてございまして、訓練内容は初期消火訓練、避難訓練、あるいは防火講話ということになっております。

これにつきましては、訓練に参加される自治会の方々に、どういうことをどういう内容でいたしますかということ事前に協議をしております。

書いてございまして、今、申し上げました初期消火であったりとか、これにつきましては、写真に記載のとおり消火器の取り扱いの訓練であったりというのが一応、一番、住民の方々が実際にしてみたいということがございまして、やっております。

あと、あわせて、特に東日本大震災を受けてからの話になりますけれども、避難の方法であったりとか避難場所であったりとかそういうのを、当然、防災マップがございまして、その中でまた再度説明いたしました。あと、自助・共助・公助という話もございまして、とにかく災害の場合の対応ということで説明をいたしております。

私どもとしまして、今現在71回ということ

で、昨年と比較しまして大分、回数は多くなっております。しかしながら、520を超える自治会がございまして、その中で、いわゆる自主防災組織はあるんだけど、まだ年1回の訓練はしていないというところがございます。

まず、重点的には、年1回でも自主防災訓練をしていただきたいということで、私どもが今、力を入れているのが、全ての地域の方々の組織が訓練ができるということを重点的にしております。各署の署長であったり、当然どこがしていないかわかりますので、各自治会のほうに回りまして、自治会長さんとか、あるいは防災部長さんであったりとか、そういう方々をお願いしているところがございます。内容につきましては、今、申し上げました、こういうふうに消火器とかこういうのをやりますけど、今、私どもが重点的に考えているのが、いわゆる多くの地域の方々に自主防災組織訓練をしていただきたいということでございます。

○委員（徳永武次） 1点だけ教えてください。

この南部分署に救急隊を配備されて、40.8%が南部分署から出動したと。この出動範囲というのは、ある程度、例えば方面とか、分けてあるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 出動範囲というような区分はなくて、ロケーション管理、いわゆる救急の現場が発生したところで一番近い救急車を出すということになっております。

通常は自署待機、いわゆる署にいるわけですので、そこからのシミュレーションというはできておまして、主に南部分署につきましては川南地区、それからあと、従来、西部の管内でございました高江地区とか、あるいは川北の大小路だつたりとか宮内であったりとか五代も近ければ出動させるということになっております。

○委員（橋口 芳） 三つほど、防災研修センターに来ておられる国外の人が41人ということだったんですが、いろいろ防災意識を高めるためにはいろんな行事をやったりしてというのは、その意義はわかるんですけど、この防災の活動が市民の義務になったり強制になったり、そうならないように皆さんの知恵を働かせて本当に防災というのが必要なんだと意識づけ、それとそういうシステムをつくるというのが、僕は大事だと思うん

です。ただ件数が何件だからというのじゃなくて、そういうふう防災意識を高めるという行事にしていきたいと思います。

あと、九州ブロックの合同訓練で、こういう援助訓練は大事だと思うんですが、大災害があったとき、市民として、私でも思うんですけど、直接行って活動するというようになったら費用もかかるし、隊員に対しての、まあ言えば疲労もあると思う。そういう中で、現場で活動するというのはなかなか難しい。その上に、報告書をつくらなかんということ、一人はそっちのほうに回らないかん。

私はいつも考えるのは、波動支援というのはいかないものか。結局、まず隣町が活動する。活動している隣町には、その近くの隣町が行く。わかりますかね。近くがまず隣町へ。その隣町がまたその不足しているところの隣町へ行く。そうしたら全体的に近くのまちの支援をするから能率も上がると思うんです。それで費用もかからない。隊員の疲労も少なく済む。

だから、まあ言えば、川内がそういうのになったら、串木野とか阿久根がまず、それで阿久根や串木野に不足が生じたら、その近くのが来る。波動的に支援していけば、僕はまだ救助活動がうまくいくような気がする。お金もかからないし隊員の疲労もないし、そういうのを消防局長なんかは全国的に話をして、そういう方法はどうかということ具体的に煮詰めていけば、本当に活動が効力的になると思うんです。

そういうのを考えていただきたいというのが3点です。

○消防局長（新盛和久） 先ほど橋口委員のほうから2点目の質問で、市民の方の防災に関するそういった活動が、義務とか強制にならないようにという話でございますが、日本の法律のつくり方というのは、戦後の法律というのは、全て国民にそういった強制とかそういう部分は全く書いてございません。災害対策基本法の中にも、国民の義務として書いてある部分はありますが、これも努力事項でありまして、全て国民側の方が必要と思われるやっっているんだろうというふうに思います。

ただ、先ほど質問の中で、次長のほうが防災について我々が伝えたいのは、自助とか共助、この必要性という部分について、すごく伝えたいとい

うふうに話したところでありますけれども、国民として、やはり市民として必要なのは自分の命は自分で守る。あるいは、隣の方の命を助けてあげる。そういった部分については、全市民の方が持っていたきたいなというふうに思っているところであります。

もちろん「来ないとだめですよ」とか、そういった強制とか義務を課したりとかいうことについては、そういったことはやっていないところであります。

また、3点目の大災害があった場合に、そういう応援の話でありますけれども、応援については、これは消防組織法の中で、隣接に対する応援協定とか、あるいは鹿児島県で消防相互応援協定を結んでおりますし、また平成15年から法制化された緊急消防援助隊といった応援制度もございます。

その中で、やはりどの地点が災害に遭っていて、人的要因を必要としているかという部分については、被災に遭っている場所に消防隊が駆けつけて、人を助けたりとかするようなシステムになっておりますので、段階的に少しずつ行くというような概念は今のところないところでございます。

○委員長（帯田裕達） 外国人。国外の人は。

○予防課長（永田 稔） 外国の方ですけども、韓国と中国の方で、記憶ははっきりしてないんですけど、名称もはっきりしてないんですけど、薩摩川内市と友好都市関係で、こちらの薩摩川内市に来られた方が、防災研修センターを訪ねられ体験された方です。

○委員（橋口 芳） 先ほど消防局長が言われたんですが、実際のところ声を聞くと、「ああ、またか」というような人もいますよね。実際、行政側としては、もう当然と思われていることが、市民としてはもう苦痛になることもあるというのは、あるんです。行事を組み立て、祭りをしたりして。だから、そういうのにならんようにということをお願いしているだけのことで、私はそういう日本人としてとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ。だから皆さん努力してくださいということを言っている。わかってください。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、消防局を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第147号 財産の無償譲渡について及び議案第148号 財産の無償譲渡について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第147号及び議案第148号を一括議題とします。

これらの議案は、いずれも市が所有する建物を、各自治会の活動拠点として無償譲渡しようとするものであります。

一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）それでは、議案第147号財産の無償譲渡について説明をいたします。

議案つづりの147-1ページでございます。

譲渡する財産は、物品一式を含む建物で所在地は、樋脇町塔之原字境谷7016番1です。構造、延面積、評価額は記載のとおりでございます。譲渡の相手方は、岩下自治会代表者田島春良氏、現在の自治会長でございます。譲渡の条件は、譲り受けた建物を岩下自治会の地域活性化の活動拠点として使用すること。譲渡の時期は平成30年4月1日でございます。

また、147-2の次ページ以降に位置図、地積図、平面図を添付しています。御参照ください。

引き続き議案第148号について、説明をいたします。

つづりの148の1ページでございます。

譲渡する財産は、同じく物品一式を含む建物で、所在地は入来町副田字萩ノ尾1445番3、構造、延面積、評価額は記載のとおりでございます。譲渡の相手方は、大内田自治会代表者中尾豊文氏、現在の自治会長でございます。譲渡の条件は、同じく大内田自治会の地域活性化の活動拠点として使用すること。譲渡の時期は平成30年4月1日

でございます。

同じく、148-2の次ページ以降に位置図、地積図、平面図を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

なお、質疑はどちらの議案に対するものかを述べた上で御質疑願います。

○委員（永山伸一）両方、議案第147号も第148号も両方なんです。無償譲渡は非常にいいことだと思います。従来、自治公民館として利用されていたところですので、もう当然のことと思うんですが、これまで自治公民館を無償譲渡する際、維持補修費の一端ということで現金をつけて無償譲渡したところもあるんです。

今回、補正で上がっていませんので、もう今後そういった経費的な部分は一切ないということで確認してよろしいですか。

○社会教育課長（十島輝久）今回の譲渡につきましては、当初予算で交付金をもう既に予算措置をしてあります。譲渡交付金、集会所自治会に譲渡する場合、当面の維持補修費ということで、建築年数またはそういうのに応じて交付金を支払うように予算措置がされております。

○委員（永山伸一）当初でそういうことという、当然、従来もそういう形でやっていますので、今後こういった自治公民館無償譲渡ですので、どうかでは無償譲渡したのを、また補助金を出したりするところもありましたので、今後こういった自治公民館の無償譲渡については、今後一切、予算措置はしないということを確認してよろしいでしょうか。

○社会教育課長（十島輝久）維持補修、維持管理はもう全て自治会になります。ただ、自治公民館の場合は、自治公民館を自分たちで建てたところですが、地域政策課のほうで補修費に対する補助金もございますので、そちらのほうは活用しながら、手出しをして自分たちで補修していくという形になります。

○委員（永山伸一）了解しました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第147号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第148号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）それでは、議案第156号補正予算について、説明をいたします。

予算に関する説明書の60ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の社会教育管理費でございます。14万7,000円の減額につきましては、職員手当等の調整に伴う減でございます。

同じく3目公民館費の中央公民館費1,432万4,000円の減額につきましては、職員手当等の

調整によるものと、中央公民館・中央図書館電灯・動力設備改修工事に伴うもので、委託料につきましては、設計委託料の執行残の減額及び工事請負費につきましては、改修工事の年度内完成が見込めなくなりまして、財源として電源立地地域対策交付金を充当していたため、年度繰り越しができないとのことで、翌年度に再度、予算措置する方向で、今回、全額を減額しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）教育委員会の委員会資料の1ページでございます。

2点のお知らせをさせていただきます。

まず、平成29年度の青少年育成の日のつどい及び子ども会大会についてでございます。

次世代の青少年の健全育成活動の充実・振興を図る目的で開催をしております。日時は、あさって12月16日土曜日13時から、場所は東郷公民館で開催いたします。参加者は記載のとおりでございます。

内容につきましては、あいさつ運動ポスター・標語作品の表彰、子ども会、育成会などの活動発表の後、「薩摩の偉人から学ぶ鹿児島への教え」と題して、かごしま探検の会の代表理事、東川隆太郎氏に講演をお願いしております。

2点目でございます。

平成30年薩摩川内市成人式についてでございます。

日時は、平成30年1月6日土曜日、受け付けが10時20分から、式典は11時からでございます。従来、成人式は日曜日に開催してござい

たが、ちょうど七草と重なるということで、今回は出初式と入れかえて土曜日開催としております。

会場は、例年どおり川内文化ホール、対象者、新成人者数につきましては記載のとおりでございます。

なお、参考に、それぞれの地域で開催されております「新成人を祝う集い」の日程を記載しておりますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）委員会資料の2ページをごらんください。

視聴覚ライブラリーでは、市内の教育機関、地区コミ、自治会、福祉施設などへの視聴覚機材・教材の貸し出しや機材に関する研修などを行っております。

今回は、この視聴覚ライブラリーの事業について、御説明、御紹介をいたします。

まず1に、ライブラリーの主な保有機材と今年度の10月末までの貸出回数を示しております。

機器の中では、特にプロジェクターの需要が多く、月平均17回強の122回貸し出しをしております。スクリーンや暗幕、ケーブル・スピーカー類なども、この貸し出しと一緒に借りられる方が多いようございます。利用はDVD教材の上映が主なものになっており、地区コミや自治会

などの利用のほかに、市内の企業で社員研修に活用いただいているケースなどもございます。

2には、昨年度からの購入教材を記載しております。

これまでは、学校・社会教育に関するものなど少々かた目なものを主に購入しておりましたが、県の視聴覚教育連盟にも同様な教材がたくさんありますので、なかなか県からも人気でお借りできない分野であります。一般向けの「綾小路さきまろ あれから40年」のDVDを購入しまして、地区コミや自治会などの生涯学習事業での御利用を期待しているところでございます。

なお、この教材一覧については、図書館のホームページ等で案内しておりますし、学校や県の教材もリンクしております。その他、教材の目録を各学校、幼稚園・保育園にお配りしているところでございます。

次に事業の紹介であります。

中央図書館の事業では、おでかけ図書館事業として、職員が読み聞かせを行う「おはなし広場」、移動図書館車での小説・雑誌・絵本などの貸し出し、スクリーンを持ち込んでのDVDや16ミリフィルムなどによる上映会の三つのメニューを準備しており、このうち二つまでを組み合わせ御利用いただいております。

この中の上映会において、ライブラリーの機材・教材を活用しております。

(1)はその実績であります。「プロジェクターなど機器の設置がわからん」と言われる高齢者学級などにも職員が出向き、映画等を上映しており、事前に相談していただければ、いろいろなジャンルの中から対象者に合ったものを上映することができます。

このほか研修事業として(3)にありますように、シニア向けスマートフォン講座を10月に開催したところ、定員20名に対し75名の応募があり、大変好評でしたので来年度も引き続き実施したいと考えております。

これからも既存の機材・教材をより多くの方々に利用していただくため、広く利用促進に努めていきたいと考えております。

以上で、視聴覚ライブラリー事業についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ

りましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）シニア向けスマートフォン講座について、質問させていただきます。

20名に対して75名の応募があったということで、大変、興味・関心が高くて、来年度以降もぜひとも検討していただきたいんですけども、まず、そもそものところとして、今回参加された20名の方々というのは、現在スマートフォンを御利用されていた方なんでしょうか、どうなんでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（本野啓三）高齢者というか、結構、御年配の方々で、実際、スマートフォンを買ったけど、なかなか使い方がわからないという方が多くて、このスマートフォン講座の広報を見て、たくさん電話で応募いただいたところでございます。

それで、今回の講座はKDDIの協力をいただきまして、東京のほうから専門の講師の方に来ていただきまして、本来は大体1回みたいなんですけど、今回、応募も多いということで、来年も来ていただけるような感触を得ていますので、ぜひ要望して、来年も実施したいと考えております。

○委員（坂口健太）今度、情報政策課が実施していた光通信のアンケートでも、高齢・シニア層の皆さんもこういった環境が整って使い方がわかれば利用したいという方々が結構多かったので、ぜひとも御検討いただければと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止し

ておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）それでは、議案第156号少年自然の家補正予算について、御説明申し上げます。

予算に関する説明書資料60ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費の補正額の財源内訳の国庫支出金の減額及び一般財源の増額は、職員手当等人件費に関する24万円の減額及び施設設備費に対する財源調整分でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）所管事務に関する報告につきましては、教育委員会資料の3ページをごらんください。

開所30周年記念事業、冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」の事業紹介をいたします。

冬休み期間中、12月25日から2泊3日で実施いたします。夏のアドベンチャーは甕島を舞台に「旅」をテーマに行いますが、冬は本市とさつま町を舞台といたします。厳しい寒さの中、夏よりも長い距離をマウンテンバイクで移動すること、紫尾山登山を行うことが特徴で、テーマは「挑戦」でございます。

主な行程ですが、初日は自然の家をスタートし、樋脇町を抜け入来小へ向かい、入来小ジュニアガイドの説明による旧増田家住宅見学、その後、蘭牟田池を経由し、さつま町へ向かい、北薩広域公園で1泊いたします。

2日目はさつま町にあるきららの里公園へと移

動し、紫尾登山を行った後、紫尾温泉に向かい、寒さ厳しい神の湯キャンプ場で野外炊飯等を行い1泊いたします。

最終日は、さつま町から東郷小、平佐東小学校へ移動し、フィナーレは山田山の下から少年自然の家までの厳しい坂を一気に駆け上がりゴールいたします。

マウンテンバイクでの走行は約104キロに及びます。厳しい寒さの中、体力・気力を振り絞りながらアドベンチャーへ挑戦することを通して、昨年度の参加者の感想文にもございますが、やり遂げる力（自己肯定感）や仲間への思いやり、協調性、そしてふるさとを愛する「薩摩川内ぼっけもん」を育てたいと考えております。

入念なコース踏査や関連機関への協力依頼、職員間の綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた最終準備を万全に行い、本番に備えたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第142号 薩摩川内市学校教育施設整備基金条例の制定について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第142号薩摩川内市学校教育施設整備基金条例の制定を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）議案つづりその1、142-1ページをお開きください。

議案第142号薩摩川内市学校教育施設整備基金条例の制定について説明をいたします。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明しましたので、まず、基金設立の経緯等について、説明をさせていただきます。

議会資料の1ページをお開きください。

1、議案の概要についてですが、文科省の補助金を受けまして整備した財産、これを他の用途に使用する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定によりまして、大臣の承認が必要であります。平成27年度に学校閉校跡地の有効活用を推進する観点から、財産処分手続の弾力化・簡素化を図る通知がございました。

これによりまして、文科省通知の概要を表の中ほどで示しておりますが、事業の完了後（建物完成後）10年以上経過する場合と、10年未満について処分の形態により有償とする場合と無償とする場合について、それぞれ取り扱いを示しております。

今回、条例制定を提案することとなりました高城西中学校の校舎の処分につきまして、有償貸付けとなりましたことから、基金を積み立て、それを処分の条件として、承認が文科省からあり、校舎の貸付料のうち補助金相当額を本市域内の学校の施設整備に要する経費（工事請負費）などに要する充当する基金として、本条例制定をお願いするものであります。

積立額と貸付料につきましては2の基金積立額及び校舎貸付料の表で示しておりますが、平成33年度までの5年間で貸付料737万663円で、補助金相当額256万1,000円を積み立てようとするものであります。

整備する条例について説明をいたします。

議案つづりその1、142-2ページを開きください。

第1条で、設置につきまして、学校教育施設の整備に充てるため、本条例を設置した旨、規定いたします。

第2条で、積み立てる額を一般会計予算で定める額とする旨、第3条第1項で、基金管理について、確実かつ有利な方法による保管について、第2項で基金に属する現金は必要に応じ、最も有効な有価証券にかえることができる規定につきまして、第4条で運用から生ずる利益は一般会計予算に計上し、基金に編入する規定を、第5条で、財

政上、または公金預金の保全を図る必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる旨を、第6条で、第1条の目的達成のため、必要があると認める場合に限り、その全部または一部を処分することができる旨を、第7条で、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定しております。

附則で、施行日について規定いたしております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一） 確認させてください。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて、従来であれば残存期間があるから、残存期間に応じて補助金を返納しないとならないという部分が、平成27年度、文科省の通知でもって、無償貸し付けの場合は、もう補助金はいいですよと。今回、有償ということだから補助金残存について、返す必要はないけれども、積み立てていいですよということでもいいんですか。

だから、そこが積み立てていいですよということは、結局、有償の場合はそういうふうに文科省がもう決めているという理解でいいんですか。補助金を返さないといけない部分は、もう市が積立金として積み立てて使用していいですよという、そういう理解でいいんですか。

言っている意味はわかりますか。結局、返さないといけないお金があるんだけど、それを有償の場合はその部分については、そこの建屋の有償で貸し付けた部分のいろんな補修に使っていいです。

結局、私が言いたいのは、その建屋の部分に関して、この積み立ては使っていいですよという理解でいいんですか。そういう言い方でいいんですか。その建屋についての補助金残存期間があるわけで、それについては、その建屋の分に使うために積み立てていいですよと、こういう制度だということまで理解していいんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 基本的に、文科省のこの通知につきましては、全国的に学校の閉校がどんどん進む中で、やはり閉校施設の利用促進ということで、特例的に、まあ言えば返さなくて

いいよと。そのかわりに、例えばこの条件につきましては、5年間貸し付けるこの使用料の分のうちの補助金に相当する分250万円を5年間で積み立てなさいと。

5年間積み立てた後の、その使い道について、今、御質問だと思いますが、これにつきましては、市内のほかの学校の教育施設の整備に充ててよろしいと、工事請負費に充ててよいというふうな通知がございました。

私どもはそれに従って、この条例について進めていくというふうにしておるところであります。

○委員（坂口健太） 1点質問したいんですけども、これは今後、基金を積み立てていかれるということですけど、現金預金として積み立てていられるんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 一応、基金として積み立てていくということでございます。

○委員（坂口健太） 一応、条例案の第3条第2項に「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」ということが記載されているんですけども、特にそういった運用等は考えておられないということよろしいですか。

○総務部長（田代健一） 基金の運用につきましては、基金条例全般について、この規定については設けてございますけれども、会計課のほうで歳計金と同様に、長期的な見通しも含めて、安全な債権ということで国債等で持っている場合もございます。そこについては会計課の現金の資金の運用の流れの中で処理をしているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第143号 財産の取得について及び議案第144号 財産の取得について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第143号及び議案第144号を一括議題とします。

これらの議案は、いずれも情報化に対応した教育環境の整備にかかわるものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）それでは、議案つづりその1、143-1ページをお開きください。

議案第143号財産の取得についてを説明いたします。

提案理由は、本会議で部長が説明したとおりでございます。

取得する財産は、財産の名称、教育用コンピュータであります。数量はコンピュータ248台及びその周辺機器等で、平成21年度に購入した小学校26校、中学校13校の先生方が利用する校務用のパソコンについて更新するものであります。

248台の内訳としましては、ノートパソコン小学校152台、中学校96台の計248台です。取得価格は5,184万円、取得の相手方は鹿児島市金生町4番10号、富士電機ITソリューション(株)鹿児島支店支店長、金子育宏であります。

それぞれの学校別の取得台数につきましては、次のページに記載をしておりますので、御参照ください。

続きまして、144-1ページをお開きください。

議案第144号財産の取得について、説明いたします。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明したとおりであります。

取得する財産は、財産の名称、普通教室用パソコン、数量はパソコン130台及びその周辺機器等で、平成21年度に購入いたしました小学校27校、中学校13校の先生方が教室で授業に利

用するパソコンについて更新するものであります。

130台の内訳といたしましては、ノートパソコン小学校101台、中学校29台の計130台であります。取得価格は2,894万4,000円、相手方は鹿児島市金生町4番10号、富士電機ITソリューション(株)鹿児島支店支店長、金子育宏であります。

それぞれの学校別の取得台数は、次のページに記載しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

なお、質疑はどちらの議案に対するものかを述べた上で、御質疑願います。

○委員（坂口健太）議案第143号と第144号いずれにも関することなんですけれども、教育用コンピュータの整備に関して、整備自体はいいことだと思うんですけども、コンピュータをなぜ購入という方式をとられているのか、例えばリース契約等も考えられると思うのですが、なぜ購入という形で整備をされようとしているのか、御回答いただければと思います。

○教育総務課長（小原雅彦）購入の財源には電源立地地域対策交付金を充当することとしております。事業費のおおむね10分の8が充てられ、非常に有効な補助金であります。

ただし、この補助事業につきましては、リースが補助の対象となっておらず購入になっておりますので、この補助事業を採用しております。

○委員（徳永武次）これは恐らく競争入札ですよ。何者ぐらいですか。

○教育総務課長（小原雅彦）とりあえず本市が求める機能証明、これを提出いたしました8者、しかも事業所内にシステムエンジニアが常駐する8者を対象といたしました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議員（落口久光）済みません、ちょっと素朴な疑問。前もちょっと気になっていたんですけど、これは台数1台だけの値段でいくと、大体20万円から二十二、三万円ぐらいのやつを結構買われ

ているんですけど、結構ハイスペックなやつを使っているのかなというふうに思ったんですが、どうなのでしょう。値段から見た場合、普通だったらソフトまで入れても大体十四、五万円ぐらいで普通のノートパソコンぐらいは結構な性能のやつが買えるんじゃないかなと思うんですが。

○教育施設グループ長（稲森 直） パソコンの仕様につきましては、市役所で使っている職員の仕様よりも低いパソコンを導入しているところなんですけど、パソコンの導入に合わせて、ウインドウズオフィスライセンス、またクライアントインストール作業と、これまで使っていたパソコンのデータ等の移行、また、ジーストリームとって授業で使う教材があるんですけど、そういうソフトのデータ移行まで入っておりますので、こういう金額になっております。

○議員（成川幸太郎） 先ほどの質問で8者の入札ということなんですけど、これはいつも富士電機ITソリューションになるんですけども、本当に公正な入札が行われているんですか。素朴に疑問に思うんですが。

○教育総務課長（小原雅彦） そこはもう、しっかりと公正な入札を行っております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

まず、議案第143号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第144号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第145号 東郷学園義務教育学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について及び議案第146号 東郷学園義務教育学校特別教室棟新築（建築）工事請負契約の締結について

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第145号及び議案第146号を一括議題とします。

これらの議案は、いずれも東郷学園の施設の工事請負契約にかかわるものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○学校施設整備室長（上口憲一） 議案第145号及び第146号につきまして、一括して御説明いたします。

議案つづり、その1の145-1ページをお開きください。

議案第145号東郷学園義務教育学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について、御説明いたします。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

今回、締結したい契約の内容につきまして、契約の目的は、東郷学園義務教育学校屋内運動場新築（建築）工事。契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約。契約金額は4億4,604万円であります。契約の相手方は、末廣・内野・有川特定建設工事共同事業体であり、代表者が薩摩川内市市来町副田5528番地の榊末廣組、代表取締役、山下耕一郎氏で、構成員が榊内野組及び有川建設であります。

145-2ページをお開きください。

参考といたしまして、4の施設内容でございますが、構造が鉄筋コンクリート造1階建、延床面積1,748.68平方メートル、工期が、市議会

の議決の日から平成30年11月30日までの約11カ月間を予定しております。

次のページをごらんください。

左側が位置図、右側が建物の配置図でございます。北側のほうに今回の屋内運動場を予定しているところがございます。

次のページをお開きください。

1階の平面図であります。左下のほうが校舎等からの渡り廊下を通して玄関となります。玄関左側に体育準備室、クラブ活動室、ホールを挟んで中央付近が更衣室、トイレ及び器具庫となります。また、中央にバスケットコート2面のアリーナとステージ及び左北側にサブアリーナが配置され、ここでは主に中学校の必須科目となっております。柔道や剣道などの武道場としての機能のほかに、小学校低学年のマット運動などの軽いスポーツの場所としても活用を予定しております。

なお、屋内運動場につきましては、緊急時に地域の避難施設として活用を予定していることから、シャワー施設、多目的トイレ及び避難所に必要な電力を確保するために、自家発電装置の設置を予定しているところがございます。

次のページをお開きください。

立面図でございます。上段が南側立面図、右側がアリーナ部分、左側が玄関、体育準備室、トイレ及びサブアリーナとなります。また、下段が北側立面図となります。

次のページの上段が東側立面図、下段が西側立面図となります。

続きまして、議案つづりその1の146-1ページをお開きください。

議案第146号東郷学園義務教育学校特別教室棟新築（建築）工事請負契約の締結について、御説明いたします。

今回、締結したい契約の内容につきまして、契約の目的は、東郷学園義務教育学校特別教室棟新築（建築）工事。契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約。契約の金額は3億240万円です。契約の相手方は、太陽・吉満特定建設工事共同事業体であり、代表者が薩摩川内市上川内町3307番地1の太陽建設代表取締役、上原敬氏で、構成員が榎吉満組であります。

次のページをお開きください。

4の施設内容につきまして、構造が鉄筋コンク

リート造2階建、延床面積1,327.66平方メートル、工期が、市議会の議決の日から平成30年11月30日の約11カ月間を予定しております。

次のページをごらんください。

左側が位置図、右側が建物の配置図となっております。

次のページをお開きください。

特別教室棟1階の平面図でございます。校舎棟と渡り廊下でつながっており、左上から小中共用の家庭科室・給食用のコンテナ室、左下が技術室及び美術図工室となっております。

次のページをお開きください。

2階平面図となっておりますが、左上から特別多目的教室、第1理科室、第2理科室及び音楽室となっております。

次のページが特別教室棟の立面図であります。上段から南側立面図、東側立面図、中段が北側立面図、西側立面図、下段が渡り廊下となっております。

次に、議会資料をごらんいただきたいと思えます。議会資料の2ページをお開きください。

3に、施設整備スケジュールを記載しておりますが、平成29年度で大方の契約は完了し、平成30年度でプール及びグラウンド整備等の契約を予定しているところがございます。

以上で、議案第145号及び146号につきまして、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

なお、質疑はどちらの議案に対するものかを述べた上で御質疑願います。

○委員（上野一誠）ちょっと1点だけ教えてください。

議案第145号、第146号一緒ですが、一応、総合評価による一般競争入札ですので、この契約金額は予定額の何%に当たりますか。

○学校施設整備室長（上口憲一）済みません。ちょっと今、計算させていただきたいと思えます。

特別教室棟が97.7%でございます。屋内運動場が98.5%でございます。

○委員（上野一誠）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
これより討論・採決を行います。

まず、議案第145号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第146号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）第5回補正予算について、説明をさせていただきます。

まず歳出でございます。

予算に関する説明書の56ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、事項、事務局管理費は、41万8,000円増額補正するもので、内訳といたしましては、幼稚園教諭業務嘱託員の不足により園児の保育の補助を行

う行政事務嘱託員を補充したことによる増額、職員手当等の減額、議案第142号で提案いたしました学校教育施設整備基金積立金40万5,000円であります。

3目教育振興費、事項、教育費育成費のうち、教育総務課分であります。406万円減額補正するもので、内訳としては、離島を離れて高校に進学している生徒の居住費の一部について、保護者の経済的支援を行う離島高校生就学支援事業の支援対象者確定による補助事業扶助費の減額であります。

4目教職員住宅管理費、事項、教職員住宅管理費は200万円増額するもので、瀬々野浦教職員住宅1号棟、2号棟の解体に要する経費に不足が生じたことによる増額であります。

次に、57ページをお開きください。

2項小学校費、1目小学校管理費、事項、小学校管理費は、8万3,000円増額補正するもので、職員手当等の減額と、小学校の高木伐採に要する経費に不足が生じたことによる増額であります。

2目小学校教育振興費、事項、小学校扶助費は13万8,000円増額補正するもので、小学校のスクールバス運行に、低学年のみ乗車する場合の安全を向上させるための添乗員の賃金の不足で、事項、小学校近代教育設備費は教育用コンピュータ整備事業等の財源であります。電源立地地域対策交付金の交付決定に伴う財源調整であります。増減はございません。

続きまして、58ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費、事項、中学校管理費の2万7,000円の増額補正は、中学校嘱託職員の雇用保険料の精算確定に伴うものであります。

2目中学校教育振興費、事項、中学校近代教育設備費につきましては、小学校教育振興費と同様、教育用コンピュータ整備事業等の財源であります。電源立地地域対策交付金の交付決定に伴う財源調整であります。同じく増減はありません。

続きまして、59ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、事項、幼稚園管理費の594万8,000円の減額補正は、幼稚園教諭業務嘱託員の応募が少なく、定数を充足できなかった分の減額と、それに伴う社会保険料の減額であります。

続きまして、歳入を説明いたします。

17ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金、6節教育総務費補助金の離島高校生修学支援費補助金につきまして、支援対象者確定によります203万円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。

○学校施設整備室長（上口憲一） 学校施設整備室分につきまして、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の56ページをお開きください。

歳出につきまして、10款1項3目教育振興費、負担金補助及び交付金390万9,000円につきましては、東郷学園義務教育学校施設整備に伴う水道負担金を工事請負費を減額して予算の組み替えを行うものでございます。

次に57ページをお開きください。

10款2項3目小学校建設費、事項、小学校諸施設整備事業費の400万円は、小学校教室の傷んだ床やかばん棚等の改修のための工事請負費を増額補正するものでございます。

次に58ページをお開きください。

10款3項3目中学校建設費の200万円は、パソコン室等の空調機の故障に伴う工事請負費を増額補正するものでございます。

以上で、学校施設整備室分の説明を終わります。

○学校教育課長（熊野賢一） 学校教育課に係る補正予算の歳出予算について、御説明いたします。

予算に関する説明書の61ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費49万4,000円の増額は、職員給与等の調整によるものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） 幼稚園教諭の不足と採用と、これは一般質問等でも出ているんですが、全体像がちょっと私もつかめてないんですけど、一応、市の公立幼稚園の幼稚園教諭の採用、不足する部分が仮に今ある現状の中で、やっぱりそれがどうしても確保できないという形になったときに、どのようなことになるか。また、そのようなことが想定できるかどうか、ちょっと今お尋ねしたいこと

と、それと、国がいろいろと今、免除のいろんなそういうものをする中で、いわば認定こども園が非常にまた、だんだんそういうふうに切りかわってきて、したがって認定こども園の一つの何というのか、受け皿というのは幅が広いので、そうしたときに、この公立幼稚園のそういう存続というのか、そういう部分も含めて、関連すると思うんですね、保護者の皆さんがどっちに預けて。そういうことから考えたときに、この幼稚園教諭の確保と、今後の国の動向というものを、どういうふうに理解しておくか、何かお考えがあったら教えてください。

○教育部長（宮里敏郎） ただいまのまず職員の体制でございますけれども、一般質問の中で答弁したとおり、幼稚園については再編を行っておりまして、20園あったのを12園までしてきました。

その中で、当然、職員も減らすべきところは減らしてきて、足りないところについては嘱託員で対応してきております。

現在、先ほど幼稚園の免許を持った嘱託員を募集したところ、どうしても幼稚園資格を持った嘱託員がちょっと足りずに、その分は減額しました。そのかわりに、いわゆる行政嘱託員というのを雇って、その嘱託員は正規の職員の補助をするという形で今つけておりますので、現在、幼稚園の運営に対して、そこで不足があるということになっておりません。

ただ、上野委員がおっしゃったとおり、今、幼児教育の無償化というのを国が言っております。更に、民間によります認定こども園の導入というものもどんどん進んでいる中で、今後、市立の幼稚園がどういうふうになっていくについては、子どもを預ける親の方々の考え、あるいは女性活躍を言っていますので、もし女性活躍の中で、どんどん働く女性がふえてくると、これは夕方まで保育ができる保育所等に当然、子どもたちも流れていくことは予想されます。

我々はそこまで含めて、今後、統廃合も含めて、この職員採用については、十分、今から検討していく必要があるというふうに考えております。

○委員（上野一誠） 一応了解しました。

その中で、教育長が「20名に達しないところは統廃合対象」という言葉を表現化したんだけど、

地域によっては、今、国の動きがある中で、いろんなことも動向も気にしなきゃいかんのですが、この統廃合というものは、地域によってはそれだけの園児がないということになってくると、やはり幼稚園が、いわばその地域にないということも想定がされるわけですね。

したがって、余り軽率というか、やっぱり状況を見てもらって、地域にとってどうあるべきかということも十分参酌していかないと、「ここは20名以下だから、もう統廃合だよ」という議論では困るわけです。

ということは、しっかりと地域と今の無償化の問題を含めながら、十分どういう形がいいのかということは、やはり慎重にあるべきということは申し上げておきたいし、それについて御答弁があったらお尋ねしたい。

また、これは意見、要望として申し上げておきたいと思うんですが。

○教育部長（宮里敏郎） 前、幼稚園の再編のところでは20名以下が連続して続く場合については、それは地域の実情を見ながら再編を進めていくという方針は、今、委員が言われたとおりでございます。

ただ、現在も20名以下になって、それが複数年続いている園もございますが、それについては今、委員がおっしゃったとおり、地域の実情、地域の理解も一番必要ですし、そこにいらっしゃる保護者の思いも大切にしながら、一概に何ていうか規則どおりにできないところもありますけれども、そこは地域の実情と幼児教育のあり方というの両方見比べながら、慎重に対応していきたいというふうを考えているところです。

○委員（上野一誠） 今、部長が言ったように大事な部分で、やはり子育てしやすい環境というのが、やっぱりそういう部分にも触れてくるので、ぜひそのことはやっぱり人数というだけでなく、地域の実情を十分考慮して、全体的な運営というかあり方を考えていただきたいというふうに、再度要望しておきます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 教育総務課であります。

委員会資料の4ページをお開きください。

閉校となります小・中学校の卒業式・閉校式予定日等について、お知らせいたします。

本年度末をもちまして、閉校する学校が中学校1校、小学校3校でございます。これらにつきまして、高江中学校の卒業式が3月13日、閉校式が3月10日、朝陽小学校は卒業式が3月22日、閉校式が3月11日、大馬越小学校は卒業式・閉校式ともに3月17日、陽成小学校も卒業式・閉校式ともに3月18日であります。

なお、閉校式終了後、それぞれ、その地域の惜別の会などが計画をされている模様であります。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、同じ資料の5ページをお開きください。

地域が育む「かごしまの教育」県民週間及び優秀教職員表彰につきまして、御報告いたします。

地域が育む「かごしまの教育」県民週間につきましては、県民の皆様が学校に来ていただき、学校のことをよく知ってもらうために、平成15年度から始まったもので、11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として指定し、その前後3週間程度を目安に、地域の方に学校に来てもらう機会を設けるものでございます。

ことしも市内の全小中学校で学校自由参観や文化祭などが実施され、多くの地域の皆様が学校に来ていただきました。人数を申し上げますと、小学校に1万2,285人、中学校に3,314人の合計1万5,599人の方に学校に来ていただいております。昨年度よりも311人の増となっております。

また、この県民週間では、毎年、標語とポスターを県下全域から募集しており、本年度は標語の部門で隈之城小学校5年の田原優音君が特選となっております。

次に、鹿児島県優秀教職員表彰についてでございますが、これは毎年、鹿児島県教育委員会が、学校教育において顕著な実績のある教職員を表彰するもので、ことしは本市から、隈之城小学校の岩重教諭、高来小学校の永里教諭、川内中央中学校の姥教諭の3名が表彰を受けております。

以上で、地域が育む「かごしまの教育」県民週間及び優秀教職員表彰につきまして、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太） 1件聞きたいことがあります。先日、亀山小学校の愛校作業に出まして、児童委員の方であったり民生委員の方々が参加をして、落ち葉を掃除したり、一部、木の剪定をしたりしたわけです。

そこで話が出てきたのは、「昔は何か市のほうで、定期的にイチョウの木を剪定してくれたりしちゃったよね」という話が出てきて、結構昔から生えている木なんかも、中にはもう道路の外まで出てきたりとかしているケースもあります。この辺の管理というのはどうなっているのかということと、同時に、亀山小学校だけじゃなくて、学校というのは一つの地域の拠点であって昔からある家が学校の周りにあるわけです。

となると、高齢者の方々も多いわけで、落ち葉なんか敷き詰められていると、雨が降った日とかに転倒したりする危険性もあるわけです。その辺も含めて、ちょっと木とか落ち葉とかの掃除とか、その辺の管理はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（小原雅彦） まず、高木の剪定、特に大きくなり過ぎて、例えば電線にかかって危険が生じるとか、あるいは枯れて枝が落ちそうだとか、そういったものにつきましては、市教育委員会のほうで予算をとりまして、剪定をいたしております。

基本的には、日常的な落ち葉の收拾につきましては、学校のほうで通常のごみ収集でやっております。

ごみ出し経費につきましては、教育総務課のほうの予算で委託料で出しております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

△教育長の説明

○委員長（帯田裕達） ここで、教育長に出席を求め、出席いただいております。

教育長にお伺いしたい点が何点かあり、私のほうで、まず最終日の福田議員の2学期制のことで、教育長の答弁で、「東郷学園義務教育学校をモデル校として、空調設備を整え、平成31年の開校と同時に2学期制をスタートさせていきたいと考えております。そのほかの学校につきましては、できるだけ早いうちに空調設備等を整え、並行しながら2学期制を導入していくことができればと願っているところであります」という答弁がありました。これについて、もうちょっと深く真意を求めたいと、考え方を聞かせてください。

○教育長（上屋和夫） 本日は、教育委員会の業務等につきまして、丁寧に御審議いただきまして、ありがとうございます。

では、今、委員長のほうからありました、私が一昨日、福田議員に答弁しました件につきまして、その真意をもう少し具体的にということですので、少し補足しながら説明させていただきたいと思っております。

この空調設備、そして2学期制のことにつきましては、9月議会で3名の議員の方々から御質問いただきましたし、その以前にも、学校が非常に酷暑だということで、いろいろ設備の充実が必要ではないかといった御意見、御質問をいただいております。

この9月議会の答弁等を通しながら、この温暖化が進む中で、酷暑の学校では、やはり空調設備が必要ではないかという考えを持つようになりました。

そして、またあわせて、新学習指導要領で、授業時数が不足がちになると。これは何とかしなきゃいけないと。そのためには2学期制と。この空調設備を整えることで夏休みの短縮が可能になるから、そういうことで2学期制を実施して、この新学習指導要領に対応していくのはどうかということをお考えまして、できれば全ての学校に空調設備を整えていきたいと。そして、できれば早いうちに2学期制にも取り組みたいと、そのような考

えからいろいろ検討しまして、まずは東郷につくります義務教育学校につきましては、新たに県下でも、もう既に2校はありますけれども、抜本的に取り組むのはここが一番最初だと私は思っておりますので、そういうモデル的な意味も含めて、東郷の義務教育学校につきましては、空調設備も整えてもらおうと。そして、開校と同時に2学期制もスタートさせていきたいなというふうに考えたところでございます。

また、そのほかの学校につきましては、予算的なこともいろいろあります。国のほうでは、年度ごとに2億円の事業に対して補助が出るということがございまして、試算しましたところ、本市の場合、全ての学校につければ6億円近くかかるという見通しが立ちましたので、これは3年か4年かけてやらなきゃいけない事業になるなど、国の補助が3分の1つくということですから、そういうふうに考えまして、まずはモデルとする東郷から始めよう。

そして、ほかの学校につきましては、来年度、この設計につきまして委託をしよう。そして計画を立て、できれば3年ぐらいの早いうちに空調設備を整えて、そして整った段階からとするか、あるいは全て整ってからとするか、2学期制を早いうちに実施していきたいという考えをつくったところでございました。

そういうことで、今回、福田議員に御質問いただきまして、正直申しまして、どの程度答えるかということを考えました。といいますのは、まだ議会のほうにもこのことは詳しく説明していませんし、予算的にもまだ3月議会で承認いただくといった内容もございまして、したがって、今回の答弁は、私のほうでもそのことを配慮しながら、「東郷の義務教育学校につきましては、同時にスタートさせたいと考えています」と、そして「そのほかの学校につきましては、空調設備等を整え、並行しながら2学期制を導入していくことができると願っているところなんです」といった表現でとどめたところでございます。

一応そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）ただいま教育長の説明がありました。何か御質疑はありますか。

○委員（上野一誠）ちょっと私のほうから、2学期制の導入については、今、教育長が言った

ことについては、一応、教育長の、あるいは教育委員会のお考えという形は理解します。

そこで、9月議会に3名からそういうものがあった。あるいは今回の福田議員のものがあった。だから私はかなり踏み込んだ答弁を教育長はしているというふうに理解、認識しました。

というのは、東郷義務教育学校においては、もう開校と同時にやるということですので、これは非常に踏み込んだ発言というふうになると思います。

残念ながら、委員会も議長にも聞いたら、何も聞いてないということですので、私の議会の立場から言うと、本来この考え方については、もうちょっと精査をして、やっぱり一つのルールとして、教育長が言ったそういう流れをペーパー化してでも、考え方を示していくことが、本来のやっぱり提案すべき流れではないかというように私は個人的に思っています。

したがって、東郷義務教育学校の地域の保護者がこれについてどう理解しているか、説明があったかどうかということも全く私はわからないんですけど、あるいは空調設備が3年以内ということと願っていると、そのぐらいのスパンでできたらと、そうすれば全校2学期制ができるのではないかなというように一応願いを言われるんですけど、そういうことからすると、財政当局がこれにどう対応するか、私は事前に総務部長にちょっと電話を入れて、そこあたりも財政の捉え方も聞きたかったんですけど、ちょっと私が連絡が遅くて確認ができなかった部分なんですけど、したがって、やっぱりそういう総合的な大事な考え方は、ただ口頭ということよりは、ましてや、もう3月当初に出すということであれば、本来、委員会でも、きょうも教育長がわざわざ呼ばれて説明をされると、してくれということ、その行為は、委員会という捉え方からすると、私的にはやっぱり本意ではないと思います。

だから、そういう流利的な手続、説明のあり方等については、もうちょっと慎重を期されているのになんかということ、僕は率直に一般質問等も聞きながら感じました。ですから、あえて正副委員長協議の中で、教育長を呼んで真意を聞こうではないかという経緯に至ったのではないかなというふうに思います。

それで、考え方はどっちみち今聞いておきたいんですが、東郷のそれが仮にあるとすれば、各小学校の中で、いわばやるところとやらないところ、いろいろあると思いますけど、私はもう、やるんだったら規模的には、その空調設備ができれば2学期制ができるんだという原点がそこにあるとすれば、やはり早目にその空調設備ができるような形で、年2億円しか入らないということになれば3年なんでしょうけれども。ただ、そういう意味では、やっぱり子どもたちも、こっちはクーラーがあって、こっちはクーラーがないという一つのそういう差別の環境を与えているということはお出してくると思うんです。そういう、いい環境でいるのと、同じ市の子どもによっては、もう、まだ3年も4年も願っているということだから、確実にやるというお考えでないので、だからそういう捉え方をすると、もう一挙にそういう2学期制を進めることはできないのかということも感じますけど、あともう何年かしかないんだけど、それを若干、東郷をおくらせて、あるいは合わせていくとか、いろんなそういうやり方はあると思うんですけれども、相対的に今の流れと今のスケジュールを含めて、全体的な2学期制について、ちょっとお考えを聞かせてください。

○教育長（上屋和夫） 委員も言われますように、いろいろなことに配慮していかなきゃいけないと思っています。確かに3年がかりでしますと、先にできる学校と後でできる学校で違いがありますので、環境的な差が生じるというのは、これはやむを得ないと思うんですが、2学期制につきましては、今回、学習指導要領が改定されて、移行期間が2年しかございません。

そういう中で、英語活動については、本市はもう来年から完全実施を進めていきたいというふうな考えを持っておりますので、できるだけ早いうちに進めたいと思っています。

したがって、2学期制そのものは、できれば夏休みを短縮して秋休みを設定するという形が望ましいと。東郷はそれができると思っていますが、他の学校は、やっぱり夏休みを短縮するには、空調設備がない中でちょっと厳しいかなと思います。

したがって、2学期制については、ほかのところを先送りするか、それとも東郷と同時に2学期

制の考え方だけは一緒に進めて、可能な範囲で休み等は夏休み短縮をしていくと。しなくてもできないことはないわけですので、そういうふうに、どんな方法がいいか、もっと校長と語って、校長連絡会等を持っておりますので、いい方法を考えていきたいとしているところでございます。

○委員（上野一誠） 一応そういういろんな角度から議論をしてほしいんですよ。やっぱり子どもに、いろんな行事とかを含めて、学校教育のいろんなことが出てくると思います。だからそれが「うちは違うよ、うちは違うよ」と。だから保護者のほうからも、かなりこれはやっぱり疑義が出かねない部分だと思います。

ですから、そこもよく考えていかないと、教育長の考えを校長に押しつける、表現は悪いけれども、そうなってしまうと、教育長の考えで行くだけけど、やっぱり十分聞ける体制をつくっていただきたいと思うことと、これはかなりやっぱり同じ市内の小中学校の教員、子どもによって差が出るということは、これは本当に慎重を期さないかん。

だから私は、位置づけはもう一つの同時スタートみたいな形をとっておいて、あとは空調ができるのであれば2学期制ができるということであれば、より公平な形で進めていただく。

僕は2学期制を否定はしないんだけど、教育長がいろんな角度で議論して、専門的な考えでこうやったほうがいいと、薩摩川内市の学校教育はこうやったほうがいいというスタンスでお考えなので、そのことについてはお考えは理解するんですけど、やっぱりいろんな角度が出てきますので、そういうことも十分議論しながら、やっていただきたいという要望も僕は思っています。

○教育長（上屋和夫） 今、委員がおっしゃるとおり、いろんな角度から協議をしながら、多くの方に理解をいただいて、このことは進めていかなきゃいけないと思っています。

実は、少しさかのぼりますと、平成21年度校長会で、この研究をしました。それで2学期制をできれば取り入れたいという校長からの意向がありました。しかし、本市は学校再編の途中でありまして、やはり学校再編が落ちつくまでは、このことを進めるのは待つというということで待ってきたところまでございまして、今こうして指導要領

も変わって、これは急がなきゃいけないというふうにして、今この2学期制を出しているところでございます。

東郷地域につきましては、開校準備委員会というのがありまして、そこで説明をしながら、ある程度の理解はいただいているところでございまして、今後、全市的に理解をいただくために、議員の皆様とか、それから各学校、地域、保護者へ何らかの形で説明をし、早いうちに理解をいただきながら進めていくという考え方を持っているところでございます。

○委員（上野一誠）最後にしますけど、一応、地域にもそういう話をしたということであれば、それを議会が何も知らない、報告を受けてないということになってはいけないんですよ、そこを言っているのですね。

だからそういう意味では、我々も聞かれて、私も一般質問の答弁をしたときには、自分の議会報にはそれを入れました。自分の議会報を4,000部つくりますから、その中には「2学期制の導入を上屋教育長が言及した」という形を入れました。

やっぱりそれを十分、住民から聞かれても保護者から聞かれても「こういう思いの中に2学期制が導入されるよ」と、じゃあ我々もこうなのということが説明ができないような議会では、議員ではいかんというように思うんです。

ですから、そういう情報とか考え方というのは、やっぱりお考えがあるのであれば、ましてや、こういう大事な部分は、どこかで、委員会の中でもしっかりと、あるいはペーパーでもいいですよ、書簡でもこういう流れでと、そういうものを示してもらえば、よりまた理解も深まってくると。みんなの理解がないとなかなか難しい部分があるので、そのやろうとしていることにどうこうじゃないんです。やっぱりそういう流れをしっかりとやっていただけたらという思いです。

○教育長（上屋和夫）おっしゃることはよくわかります。そういうことについては、十分理解いただけるように、今後努めていきたいと思えます。よろしくお祈りします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文化課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（永里博己）それでは、総務文教委員会資料の6ページをごらんいただきたいと思えます。

本年度、指定管理者管理運営評価委員会を3回行っておりますので、その結果につきまして御説明をいたします。

まず、川内まごころ文学館の指定管理者管理運営にかかわる評価委員会の結果について、評価表のとおり報告するものでございます。

1、施設の概要でございますが、施設名は薩摩川内市川内まごころ文学館です。本市にゆかりのある文学者の作品等を収集し、保管、展示するとともに、調査研究を行うことにより、文学及び文化の振興を図ることを目的としております。施設の事業内容は、館の維持管理や資料の調査研究等の業務でございます。指定管理者は薩摩川内市民まちづくり公社、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

2、評価委員会の実施の状況ですが、10月17日火曜日に開催し、育英地区コミュニティ協議会会長を初めとする評価委員6名で行ったとこ

ろでございます。評価対象期間につきましては、平成26年4月から平成29年9月でございます。

3、採点結果につきましては、資料の7ページから8ページに、評価項目5項目につきまして記載してございます。

4、評価結果につきましては、600満点中390点で、得点率65%の採点結果であったため、評価結果はおおむね適当と認められております。

また、薩摩川内市にゆかりの深い文学者を顕彰する施設の役割を果たすべく、運営・維持管理に努めている旨のコメントをいただいたところでございます。

次に、9ページをごらんください。

次に、川内歴史資料館等の指定管理者管理運営にかかわる評価委員会を行いました。その結果について、評価表のとおり報告するものでございます。

1、施設の概要でございますが、施設名は薩摩川内市川内歴史資料館、薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園、薩摩川内市横岡古墳公園の3施設でございます。

本市の歴史・考古・民俗・美術等に関する資料の収集、保管及び展示をするとともに、史跡公園の維持管理を図ることを目的としております。

施設の事業内容については、館の維持管理や史跡の保存に関する業務でございます。指定管理者は、薩摩川内市民まちづくり公社でございます。指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

2、評価委員会の実施状況につきましては、10月18日水曜日に開催し、可愛地区コミュニティ協議会会長を初めとする評価委員6名で行いました。評価対象期間は平成26年4月から平成29年9月でございます。

3、採点結果につきましては、資料の10ページから11ページに、評価項目5項目について記載してございます。

4、評価結果につきましては、600満点中408点で、得点率68%でありまして、評価結果はおおむね適当と認められておるところでございます。

また、地域の歴史を展示・紹介する施設として、市民の憩いや学びの場として史跡公園等も含めた

運営・維持管理に努めている旨のコメントをいただいております。

12ページをごらんいただきたいと思います。

次に、旧増田家住宅等の指定管理者管理運営にかかわる評価委員会を行いましたので、その報告をするものでございます。

1、施設の概要でございますが、施設名は薩摩川内市入来麓旧増田家住宅、薩摩川内市入来郷土館、薩摩川内市立図書館入来分館の3施設でございます。

入来麓伝統的建造物群保存地区における伝統的な生活様式や建築様式を大切に保存し、後世に伝えるとともに、歴史資料等を収集展示し、文化活動に資することを目的としているところでございます。

施設の事業内容は、館の維持管理や入館に関する業務でございます。指定管理者は、入来麓伝建地区協議会で、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

2、評価委員会の実施状況につきましては、10月25日水曜日に開催し、入来地域地区コミュニティ連絡協議会会長を初めとする評価委員8名で行っております。評価対象期間は平成26年4月から平成29年9月でございます。

3、採点結果については、資料の13ページから14ページに記載してございます。

4、評価結果につきましては、800満点中564点で、得点率71%での採点結果であったため、評価結果はおおむね適当と認められたところでございます。

また、歴史ある地域の特性を活かし、地域の各団体等との連携によりイベントを開催するなど、施設の利用者増につながるように事業内容を工夫している旨のコメントをいただいたところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

次に、第8回薩摩川内はんやジュニア大会の結果について報告をいたします。

「はんや踊り」を教育の一環として、子どもたちに昔ながらの「正調はんや」や「はんやロックバージョン」など、さまざまな「はんや踊り」を踊ることで、心豊かにたくましく生きる人づくりを行うとともに、学校間の交流を活発にし、一体

感の醸成を図り、保存・継承を図ることを目的として実施しているものでございます。

本年度は、10月28日土曜日に開催をいたしました。本年度は11校440名の参加をいただいているところでございます。参加校につきましては記載のとおりですけれども、中津小学校につきましては、台風接近のためにビデオでの参加となったところでございます。

結果につきましては、市長賞に陽成小学校、議長賞に川内小学校、教育長賞に水引小学校、特別賞に中津小学校が表彰されたところでございます。

資料での説明は以上で終わりますが、ここで資料はございませんけれども、1件報告したい事項がございますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）はい、お願いします。

○文化課長（永里博己）それでは、説明させていただきます。

旧増田家住宅の寄託資料の中に、西郷隆盛の書がございまして、西郷南洲顕彰館のほうに鑑定に出しましたところ、真筆と判明いたしました。

このたび、富士ゼロックス鹿児島㈱の御厚意により、レプリカが完成しましたので、その贈呈を12月18日月曜日14時より旧増田家住宅において開催することになりましたので、報告させていただきます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）まごころ文学館と歴史資料館の指定管理者管理運営評価表について、質問させていただきます。

それぞれ評価結果は合計の項目では6割から75%未満ということで、おおむね適正であると認められるということなんですけれども、例えば、まごころ文学館の項目の2の「使用者、利用者の意見・要望を取り入れる対応は適切か、自主事業における内容に創意工夫が見られ、また地域の活性化に貢献しているか」という部分について、まごころ文学館については60点の配点があるうちの34点、これは56.7%になり、努力の必要があるというような結果になっていて、歴史資料館等々についても60点の配点のうち36点、ちょうど60%であるわけでありまして。

中身がどういう理由でこういった点数がつけられているのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○文化課長（永里博己）地域とのかかわりでございますけれども、まごころ文学館にしましても歴史資料館にしましても、企画展とかそういう展示のほうはやっておるんですけれども、地域と一緒に何かやるということに、ちょっとまだ今、欠けているところがございます。そういう点を今後はまた深めていけたらなというふうに思っております。

○委員（坂口健太）今、課長からの答弁にもあったとおり、今後は地域の方々と連携をして、他市の同じような施設は、全国津々浦々たくさんあるわけですから、先進事例等を参考にしながら、まちづくり公社に対しても、文化課からいろいろ御提案をしていただければと思いますので、意見、要望を申し上げます。

○委員（徳永武次）関連するかもしれないですけど、総合コメントの中に、入館者をふやすということを、どの施設にもコメントしているんですけど、どうなんですか。やっぱり前年割れしているんですか。それとも、その年によって、イベントやら何やらすれば、やっぱり浮き沈みがあるんですか。

○文化課長（永里博己）まごころ文学館、歴史資料館につきましては、今、委員がおっしゃるように、イベントをやる時期とかというのもあるんですが、若干の増減がございますけれども、今、横ばいというような形でございます。

それから、増田家住宅につきましては、開館当初は多かったんですが、一回減りまして、今いろんなイベントをやっておりまして、少しずつ増田家住宅のほうについては入館者がふえているような状況でございます。

○委員（徳永武次）そうすると、イベントとかその辺の催事の内容とかというのは、当然、文化課と一緒にあって、それとやっぱり役割というのは、指定管理者も大きな役割があるわけですよ。そこからのこういう何て言うか、催事に対する積極的な取り組みとか、その辺は出ているんですか。

○文化課長（永里博己）いろいろな催しをするときには、一応、企画展等につきましては、こちらのほうにも「こういうことをしたい」というこ

とで、運営協議会等もございますので、その中で諮られます。それで、こちらのほうからも「こういうことがいいんじゃないでしょうか」とか、運営委員の中からも意見が出てまいりますので、そういうのを加味して、実施をしているところでございます。

○委員（徳永武次）要は、積極的に目新しいものやら、なんやらをしっかりと取り組んでいくということが大事だということですよ。

○文化課長（永里博己）御意見ありがとうございました。

それとあと大事なのは、やはり広報ではないかなというふうに思っております。いろいろ今もFMさつまさんだいを使ったりして広報しておるんですけども、まだまだ広報が足りない部分もございまして、そういう広報に努めていきたいと思っております。

○委員（坂口健太）今の件に関連してなんですけれども、今、FMさつまさんだいが広報の一例として出てきたんですが、市外に対しての広報とかはされているのでしょうか。

○文化課長（永里博己）市外に対しては、なかなか大きくはできなんですが、新聞等に催し物の記載をしたり、そういうことはしているところでございます。

○委員（橋口 芳）まごころ文学館のことについてなんですけど、10年ぐらい前に、私が自治会長をしているとき、見学会でいろんなところの施設を見せてもらったんですよ。「まごころ文学館なのに何でこんなものを飾ったのか」ということで、自治会の人に言ったら「そらおかしいよね」ということやったんですよ。

それはどういうことかという、歴代の市長の肖像画、植村の会長の肖像画、これが飾ってあったんですよ。「こんなばかなこと何でしとつか」ということで、もう直訴したことがあるんですよ。その受付におった人たちに「ちょっとメモする紙をやれ」と言って。そのときは恐らく森市長だったと思うんですけど、だから、恐らく文書は行ったと思う。もう、なぐり書きをわあとやったんですよ。

だから、まごころ文学館という意味をやっぱり市長になってもわかってないのかなと思ってですね。だから皆さん文化課がやれば、やっぱりアド

バイスしてやったりすることも大事だと思いますよ。だから、市の施設は、その目的に合ったことをさせないといけないという、それを指定管理者がかかわっても、ちゃんと伝えてください。お願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）それでは、私のほうから質疑がありますので、委員長席を副委員長と交代します。

〔帯田委員長副委員長席に着席、坂口副委員長委員長席に着席〕

○副委員長（坂口健太）それでは質疑をお願いします。

○委員（帯田裕達）ジュニアはんやの件で、意見・要望も含めてですが、11校で400人、私も議長代理で出席をさせてもらって、審査にも加わらせてもらって採点もしたわけですが、今回が初めて中津小学校が台風等で船が出ないということでビデオ参加、さつき課長の説明のとおりでした。

しかし、そのビデオ参加の取り扱いを、どういうふうにするのかとか、教育長が話がなされて、結局、僕はもう1位、2位、3位、それはもうその審査でいいんですけど、例えば審査基準とか審査規定は、ちゃんとしたものをつくっておかないと、これはことして8回目、この目的、はんや踊りもあるわけですから、ずっとこれは続いていくと思うんです。教育委員会のほうでも、継承していくわけですから、そういった位置づけをしていると思うんですよ。

そうした中で、こういうことが起きたときにどうこうじゃなくて、もう今回もあったし、次からも甞が参加するときはあるわけですので、その辺をちゃんと、基準としては「声が出ていたか」とか「そろっていたか」とか、審査の僕らがもらったのにもありました。

でも、本体的に規定をつくって、例えばここに「6分以内」とありますよね、口上挨拶から礼までとか、それは6分以内でつくって概要説明のときに、担当者を集めて話をなされたと思うんですが、じゃあ6分を超えたら減点になるのかとかも、何も相手に言わなくても、自分たちはちゃんとそれを持っておかないと、課長の説明では「2校

ありました」ということでしたね、6分を超えたところが。そういうのも有無を言わずに、「これをどう取り扱いますか」じゃなくて、もうちゃんと規定をつくっちゃったほうが、後々、採点のときにも受けた側も、あっさりと、きっぱりするわけですよ。

やっぱりあの感動する大会なんですから、市長賞といって、歓喜の声が出て、わあっと感激するわけです。そういうのだったら、やっぱりこっちもちゃんと構えて、ちゃんとしたことをしてやらないと、参加した人たちの子どもがかわいそうだと、私は今度初めて出席しましたけど、観客も1,000人ぐらいいましたよね。経費も75万円ぐらいで、そんなにお金もかからずに、トロフィー、バス代の送迎で終わっているわけですので、やはりそこは文化課のほうで、ちゃんと誰が審査委員に入っても「こういう形でやるんですよ」と、それで「ちゃんとした賞を贈るんですよ」としないと、もうその時その時で、その規定が変わるようでは、なかなか難しいと思うんです、この大会を続けていくのも。

そういうことが、例えば子どもたちとか父兄に伝わったら、もう二度と参加するようなことは難しいと思うんですよ。まあ、ふやさないかいかん、ふやさないかんということですから、1校に1チームですよ、今のところ。そういうことも含めて、全体的にも、もう8回、来年は9回目ですので、もうそろそろちゃんとしたものを見直してつくるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

**○文化課長（永里博己）** 貴重な御意見ありがとうございました。

簡単な基準等をつくってあるんですけども、今回の中津小学校のビデオ参加とか、そういうことにつきましては、急遽決まったこともございまして、細かな審査基準をつくっておりませんでした。

今後は、今、委員がおっしゃいましたように、しっかりとした、やはり基準をつくって、参加してくれた子どもたちが、やはり楽しかったと言ってもらえるような大会を、今後はまたつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員（帯田裕達）** もうぜひ来年から、そうい

うふうにしてもらうように、課内でもちゃんと協議をしてください。よろしく申し上げます。

[帯田委員長委員長席に着席、坂口副委員長副委員長席に着席]

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課を終わります。

△総務課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、総務課の審査に入ります。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○総務課長（平原一洋）** それでは、総務課の補正予算について、説明させていただきます。

予算に関する説明書の27ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分につきましては、事項、総務一般管理費でございまして、416万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、人事異動等によりまして、給料につきましては699万6,000円の減額、職員手当等につきましては333万5,000円の増額、共済費につきましては50万円の減額補正となっております。

補正の要因といたしましては、給料及び共済費につきましては、人事異動等に伴います減額補正でございます。職員手当等につきましては、時間外勤務手当におきまして、公有財産利活用方針に基づきます遊休公共施設の評価、固定資産評価に係ります評価がえ事務の増加、それから国土調査の成果に伴います新地積課税の事務等、事務の増加に伴いまして、増額補正をいたしております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○総務課長（平原一洋）特段ございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室の審査に入ります。

△議案第140号 薩摩川内市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第140号薩摩川内市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明をお願いします。

○文書法制室長（川畑 央）議案つづりその1と、議会資料の11月29日付、総務部作成の議会資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず、議案は、議案つづりその1の140-1から140-3にかけて掲載されております。

内容につきましては、6月議会の当委員会において案内をさせていただきました国の行政機関に関する個人情報保護法の本市版の改正となります。

議案つづり140-2をお開きいただきますと、当議案は三つの条例を改正する内容となっております。第1条で情報公開条例の改正、第2条で審査会条例の一部改正について、この二つにつきましては、個人情報保護条例と規定ぶりを整合させるものでありまして、主なものは、第3条の個人情報保護条例の改正でありますことから、議会資料に基づきまして、第3条の個人情報保護条例の改正の内容を説明させていただきたいと思いません。

それでは、議会資料の総務部のものを御用意いただきたいと思いません。

改正の背景につきましては、国において法律の改正が行われたことの趣旨を踏まえまして、改正後の行政機関個人情報保護法を参考として、個人情報保護条例の規定の整備を図るとともに、情報公開条例と審査会条例の規定との整合を図ろうとするものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

2番の（1）です。中身としましては、個人情報の定義をうたってある部分の明確化を行うものでございます。

通信技術等の進展に伴いまして、個人情報の定義のグレーゾーンが増大してきたことの解消を法において図られたことから、市においても従前の個人情報の定義に個人識別符号と呼ばれます顔認識データであったり、指紋認識データであったり、パスポートの番号であったり、個人が識別されるような番号も、個人情報に入るということを明確にしようとするものでございます。

次に第2点目は、要配慮個人情報の取り扱いについて改正を行おうとするものでございまして、その性質のため、人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴など、本人に対しまして不当な差別や偏見が生じないように、特に配慮を要するものとして、要配慮個人情報の定義規定を国と合わせ設け、原則、取得を禁止する制度を維持しようとするものでございます。

また、個人情報取扱事務登録簿というものを作成しておりますが、そちらの登録簿にも要配慮個人情報の取り扱いがあること、あるいはないこと

を記載することとしようとするものでございます。

(3)につきましても、繰り返しになりますが、既定の文言の整合を図ろうとする内容を含んでおります。

3番目の施行期日でございますが、要配慮個人情報取得制限によって事務への影響が想定されるので、ホームページなどで市民の皆様へ周知をしたり情報登録簿の精査をしたりするなどの準備期間を考慮して、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、国においては要配慮個人情報の取得制限はなされていませんが、本市の個人情報保護条例には、既に原則、取得禁止がうたわれていることから、保護の程度を維持するという趣旨から、原則禁止は継続しようとすることを目指しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長(帯田裕達) 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○文書法制室長(川畑 央) 特にございません。

○委員長(帯田裕達) これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

---

#### △財政課の審査

○委員長(帯田裕達) 次は、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(帯田裕達) それでは、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長(今井功司) それでは、財政課関係の補正予算につきまして、歳出から御説明させていただきますので、第5回補正予算書の63ページでございます。

まず、12款1項公債費、1目元金であります。事項、長期債償還元金において、前年度の借入額が予算繰り越し等により不用額となる見込みとなったため減額するものであります。

なお、財源内訳のその他財源の増額は、今回の補正で市営住宅管理経費の減額調整を行ったことから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたことによるものであります。

次に、同項2目利子、事項、長期債償還利子は、前年度の借入額の減及び借入条件が当初予算の想定より低い利率となったことにより減額するものであります。

続きまして、歳入でございます。

13ページでございます。

11款地方交付税であります。普通交付税の本年度の交付確定額の予算未計上額の全額を今回、補正予算で計上いたしまして増額しております。

次に、23ページであります。

19款1項1目財政調整基金繰入金においては、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額しております。

次に、24ページでございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入のうち、説明欄の最終行の鹿児島県市町村振興協会市町村交付金につきましては、本年度においてサマージャンボ宝くじの益金から交付されることとなったため予算計上するものであります。

次に、25ページであります。

22款市債であります。川内クリーンセンター

基幹的設備改良事業の補助内示による財源調整のため、一般廃棄物処理施設事業債を増額し、陸上競技場改修事業等の総合運動公園整備事業に係ります国庫補助金への財源組みかえにより、公園整備事業債を減額し、実績見込みにより消防防災施設整備事業債を減額し、樋脇屋外人工芝競技場等の体育施設整備事業への補助内示による財源調整のため、体育施設整備事業債を増額しております。

次に、地方債補正について御説明いたします。

8ページの第4表、地方債補正であります。

今回の補正では、一般廃棄物処理施設事業を増額し、公園整備事業及び消防防災施設整備事業を減額し、体育施設整備事業を増額しております。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○財政課長（今井功司）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してございました議案第156号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）財産活用推進課に係る補正予算について、御説明をいたします。

予算に関する説明書28ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費のうち、修繕料を500万円増額するものですが、本年9月の台風18号の際に発生いたしました本庁東別館の雨漏りの修繕及び本庁・各支所庁舎の突発的な修繕に対応するものでございます。

また、委託料を1,000万円減額するものですが、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託ほか庁舎維持管理に伴う委託料を執行見込額に減額するものです。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

予算に関する説明書21ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入は、閉校跡地利活用分の土地建物貸付収入108万2,000円です。高城西中学校の白いキクラゲ栽培に関する利活用に伴う校舎及びグラウンドの一部の土地建物貸付収入でございます。

高城西中学校の利活用につきましては、有償による利活用のため、文部科学省の財産処分の承認が必要でございましたが、本年9月8日付で承認をされたところでございます。

土地建物賃貸借契約は6月19日に締結をいたしました。文部科学省の財産処分の承認日を契約の効力発生日としておりましたので、承認日9月8日から来年3月31日までの土地建物貸付料となります。

なお、来年度の1年間の貸付料は約190万円となります。

以上で、財産活用推進課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 1件だけ御報告をさせていただきます。

高城西中学校の白いキクラゲ栽培につきましては、本年6月補正におきまして、補助金1億円を措置をしていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、文部科学省の財産処分の承認が9月8日付で承認をされました。

この承認日を土地建物貸付契約の効力発生日としておりましたので、利活用の申請のありました羽子田人工授精所様が、この日から現地に入るなど作業を開始しておりますが、この文部科学省の承認が時間を要したこと、それから昨今の深刻な人手不足（作業員不足）によりまして、特に設備等の事業者につきまして、なかなか高城西中学校まで手が回らないということで、年度内に補助金申請、補助金交付決定、工事着工の見込みではありませんが、年度内での補助事業の完了は厳しい状況でございます。場合によっては明許繰り越しとなる可能性がある状況であることを報告をさせていただきます。

○委員長（帯田裕達） これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（徳永武次） ちょっとお尋ねします。

田代ニュータウンとか、ああいふ販売の目的で、年末年始、チラシを去年、一昨年で入れられましたよね。ことしも入れられるんですか。

それと、平成28年度、29年度でその効果があったのか、ちょっと教えてください。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 毎年、夏のお盆の時期と正月の時期、皆さん帰郷されるものですから、その時期に新聞の折り込みチラシをしている状況です。

毎年の状況を見ますと、やはり購入される方はチラシを見て購入されるということがほとんどで、大体、広告チラシ等に年間100万円ぐらいかかるんですけども、大体3区画平均売れておりますので、100万円の経費で1,000万円入ってくるということがございます。

○委員（徳永武次） 田代ニュータウンだけでも、まだ五十何区画が残っているんじゃないですかね。3区画ぐらい売れたという話は聞いているんですけど、またぜひ今回も1区画でも売れるように努

力してください。

○財産活用推進課長（橋口 堅） できるだけ売れるように、いろいろ市内のハウスメーカーとかのアイデアも聞きながら、例えば今の若い方は、なかなか新聞をとられないということでしたので、ポスティングがいいんじゃないかと、集合住宅にも直接チラシを入れたほうが効果があるのではないかなというようにも聞きましたので、ことしからポスティングで6,000世帯、市内の集合住宅に直接ポストの中にチラシを入れるような取り組みも始めております。

○委員（松澤 力） 済みません、1点だけ。

ちょっと本会議で伺えばよかったんですけど、ネーミングライツについて質問させていただいた中で、部長の答弁の中で、鹿児島県の導入してある施設の紹介があったんですけども、もしわかれば、そのネーミングライツの実際の収入というか金額がわかれば教えていただけたらと思っただけです。

○総務部長（田代健一） それでは、私のほうが一般質問に答弁いたしましたので、お答えします。

鹿児島県の宝山ホールが年間で2,000万円、それから日置市のチェスト小鶴ドームが200万円、南さつま市の楠志田サッカー競技場が120万円とお聞きしております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。以上で、財産活用推進課を終わります。

---

△税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男） 税務課でございます。補正予算について、説明をいたします。予算に関する説明書は、31ページになります。歳出から説明をいたします。

2款2項1目税務総務費の13万円は、10月



います。

それでは、所管事務につきまして、総務文教委員会資料に基づきまして、11月29日開札分までの建設工事等の入札状況について、説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

初めに、1の建設工事の状況ですけれども、(1)が年度毎の入札状況で、入札執行件数と平均落札率でございます。今年度は11月29日までに一般競争入札、指名競争入札を合わせまして191件を執行しまして平均落札率は92.85%となっております。現在までの執行件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、ほぼ同じ件数の状況でございます。

次に、(2)は、一般競争入札183件の工種ごとの開札状況でございます。件数欄の中の破線の部分、「工事品質評価型(成績条件付)」につきましては、過去に受注されました本市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、97件で53.0%となっております。

6工種に条件を付しております、過去の期間につきましては、発注件数等を考慮しまして、工種により4年間または6年間としております。

右から4番目の欄は、入札書比較価格の90%未満の額で、応札があったときに積算内容等を調査し落札者を決定するための施工体制調査の件数ですが、83件で45.4%となっております。

右から3番目の欄は最低制限価格による失格の件数ですが、現在までございません。右から2番目の欄は不調の件数で3件ありましたが、1件は施工体制調査により失格となり、2件は受注制限により無効となり、不調となったものです。このうち2件は、後日、再度公告を行い落札し、もう1件は後日、再度公告を行いましたが、入札参加者がおらず中止となりまして、最終的には随意契約を行っております。

一番右端の欄は、同額での応札による「くじ」での落札件数ですが、57件、31.1%で、発生率は前年度の実績と比較しますと、現時点では約14%程度減少しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

(3)は、一般競争入札における予定価格の金額区分別の発注件数の状況です。

1,000万円未満の工事が104件で全体の約

57%、1,000万円以上2,000万円未満の工事が54件で約29%、2,000万円以上の工事が25件で約14%となっております。

なお、予定価格3,000万円以上につきましては、原則、総合評価落札方式での発注でございますが、表の一番右に3,000万円以上が1件あります。これは、構造物及び建築物の解体または撤去のみの工事につきましては、総合評価落札方式の対象とせず、一般競争入札とする運用をしております、これに該当する工事であったためでございます。

下の表2は、コンサル業務委託の状況で、全て指名競争入札で実施しております、業務区分ごとの平均落札率、発注件数等でございます。総発注件数が83件で、平均落札率が89.02%となっております。現在までの発注件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、若干、増加しているような状況でございます。

再入札につきましては、10件ございましたが、そのうち4件が予定価格に達せずに不調となっております。このうち3件は、後日、随意契約を行い、もう1件は現在のところ対応未定でございます。

次に、3ページをごらんください。

上の表3が、一般競争入札の月別発注及び落札等の状況です。上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下のほうの折れ線が入札参加率でございます。

平均落札率が一番低いのは6月の91.07%で、平均落札率が一番高いのは11月の93.91%でございます。

次に、下の表4は工種別の平均落札率の状況です。2本の棒グラフの右が平成29年度、左が平成28年度でございます。下に平成28年度実績との比較がありますが、現時点では、建築一式と電気工事は昨年度を下回っておりますが、その他は昨年度を上回っております。

次に、4ページをお開きください。

上の表5は、工事成績評定点の状況でございます。上のほうの折れ線の「▲」が最高点、「◆」が平均点、「■」が最低点で、下のほうの棒グラフは成績評定を行った工事の件数です。

今年度のこれまでの評定につきましては、最高点が86.5点で、最低点は70.2点となっております。

ります。

その下の表は平均点の推移ですけれども、一番右の欄が各年度の平均点ですけれども、今後、件数が出てこないと全体の傾向はわかりませんが、これまでを見ますと、現時点では昨年度を上回らして、年度の平均としては、これまでで最も高い点数となっている状況でございます。

下の表6は、総合評価落札方式の実施状況でございます。

予定価格3,000万円以上の工事を対象としておりまして、今年度はこれまで22件を実施しまして、平均落札率は97.5%となっております。現在までの実施件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、若干、増加している状況でございます。

右から3番目と2番目に、簡易型と特別簡易型とありますが、簡易型は設計額が1億5,000万円以上が対象で、特別簡易型は設計額が3,000万円以上を対象としております。

一番右に逆転件数とありますが、総合評価落札方式は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価しまして、評価値として算出した数値が最も高い者を落札者とする方式ですが、逆転は入札価格が最も低い者以外の者が落札者となった件数で、1件ございました。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 建設土木はいつもこれで見させていただいているんですけど、普通の物品購入、例えば学校教育課で先ほど聞いたパソコンとか、あれも競争入札ですよ。ああいうのは出てこないんですか、表には、この結果とかそういうのは。

**○契約検査課長（南 忠幸）** 物品購入につきましては、所管課のほうで入札を行っておりまして、その結果等につきましては、こちらでは把握していないところでございます。

**○委員（徳永武次）** ということは、それぞれ任せてあるということですね。

**○契約検査課長（南 忠幸）** そうですね。物品の業者の指名につきましては、ある一定価格以上

を超えますと、入札契約委員会というところで、指名業者の決定は行いますけれども、入札の執行自体はもう所管課のほうで行っております。

**○委員（永山伸一）** 一つだけ教えてください。

コンサル業務委託の状況で、不調が4件あって3件は随契ができた、1件はまだ未発注ということなんですが、どうされるのかな。必要な建築工事のコンサル料として出しているはずで、コンサルが先にいかないと建築物も建たないので、平成29年度はあと3カ月だけど、どうされるのかなと思ったんですが、いかがですか。

**○契約検査課長（南 忠幸）** 再入札を、再度、公告して入札されるか随契をされるか、まだこちらのほうでは所管課のほうから聞いてないところで、ちょっと状況がわからないところでございます。

**○委員（永山伸一）** 所管課は建築住宅課という考え方でいいんですか。コンサルは建築になるけど。よければ個別で聞きますからいいです。

**○契約検査課長（南 忠幸）** そうですね。国際交流センターの関係の補修の設計業務委託ですので、所管課のほうは建築住宅課のほうになります。

**○委員（上野一誠）** まずは報告を受けて、工事成績評定の一応、平均点数がパーセントがどのように改善されてきているということは、行政チェック機能、あるいは業者のいい仕事をするというか、そういうことについては意識が高まってきているんじゃないか、そういう意味では、報告を受けて、あるいはこの数字を見ながらそう思うことです。

それで、私は以前も言ったんですが、やっぱりこの一般競争入札における一つのくじの件数というのの改善というのはできないのかという議論を、委員会でもぶつけているわけね。ですから何かこれについての、入札というのはもう長年、先進地を受けて取り入れたその自治体が、それをもう廃止をしているわけなんだけど、それをずっとこういう形で今まで来てるんだけど、ここあたりは、もうくじ引きに当たらんなんだけど、同じようなやっぱり業務量の見積もりとかやらないかんわけね。

ですから何か改善ということはできないのか、施工調査体制をやって、そしていろいろとくじをしていく。この改善方法というのは何かお考えは

ないのかな。

○契約検査課長（南 忠幸）くじによる落札が多いということですが、最低制限価格とか施工体制の基準額で同額で入札した方のくじによる落札が多いというのは、本市だけではなくて全国的にも増加傾向にあるということですので、これら、くじによる落札を減らすには幾つかの方法が考えられると思いますけれども、本市におきましては、予定価格を事前公表していることもありまして、業者の積算能力、積算ソフトの向上もしていることから、この基準額を容易に割り出せる状況にあるということもありますので、予定価格は現在の事前公表から事後公表に切りかえることでは、くじによる落札は減少することは考えられますけれども、しかしながら積算能力が高い業者におかれましては、予定価格を事前公表しなくても、最低制限価格とか基準額を割り出せることは想定されることから、くじの発生は減少はしても、なくはないと考えております。

一方、積算能力がそれほど高くない業者におかれましては、予定価格を事前公表しないことによりまして、最低制限価格や基準額を下回った額で入札されて失格されるケースもふえてくることも予想されます。

また、予定価格を事後公表することにつきましては、予定価格を事前に探ろうとする不正行為とか、予定価格の漏えいなど、不正・不当な入札につながることも懸念されるところでございます。

業界全体が全て優という入札制度はなかなかございませんので、業界団体の皆様方の意見等も伺いながら、他市の情報も収集しながら、よりよい制度となるように研究してまいりたいと考えております。

○委員（上野一誠）要するにくじというのは、今、言う積算能力のソフト面があるので、それに全部合わせてしまえば1円でもぴたっと合うのよね。だからそうすると、業者の能力に応じて、それがなかろうかあろうか、そこに入札した時には、全部その能力がないところもあるところも、やっぱりこれでくじによって取ってしまう部分があるわけね。

ですから、いろんな見方はあるんだけど、あんまり好ましい件数じゃないと私は思いますけどね。ですから、そこはもうちょっと改善の仕方

があるんじゃないかなと。

ですから、あんたが言うように、事前で公表して価格がばれるということはあってはならないことなので、やっぱりそういう危機管理というのは、業者にしても職員にでも持つべきことであるんだけど、やっぱり何かこういうのは改善をしていくべきことかなと思っています。

それで、さっき教育委員会の場所で、あえて私は東郷の契約議案がありましたので、一つ、予定価格について何%の予定額かというふうに聞いた背景は、若干これと関連したので先に聞いておきました。

一応、97.幾らと98.幾らという、以前はこんな高くはなかったんだけど、大分そこらが今の報告のとおり、平均価格も建築においては、特に総合評価においては、そういう流れになっているんだと思うところです。

ところで、少し私が業界で心配していることは、非常に何というのか、この件数等にもよるんだろうけれども、高齢化によって、いわば技術職員とかいろんな若い人たちが、なかなかこういう業種に入っていけない、入っていかない。そういう部類があって、これからますますやっぱり受けた仕事を本当にちゃんと仕上げていける工期がとれるのかとれないのかということも、まして大きくなればなるほど、そういうことも懸念をされるというふうに思うので、発注において、ちゃんとした工期を守ってもらうということも必要だと思うんだけど、また一方では、いろいろ現場監督やいろんな入札制度のあり方が基本にあって、一つのそういう何というか現場監督の複数化という、今まで1件しかなかったけど2件やって対応できるとか、いろいろ改善もしてきていらっしゃるの、やっぱりそこはまたいろんな入札件数と、まあ言えば工期という一つの捉え方、それに業者がどう順応できるかと、そういうこともだんだんと年々、やっぱり大きな問題としてかかわっていくのかなと思うんだけど、その辺はどういうように思っていますか。何かお考えはありますか。

いや、いいですよ。ちょっと質問が少し深く入り過ぎて、もう理解がなければ。いや、私はちょっと業者の現場の実態がわかっているものだったものだから、行政に幾らかお考えがあればと思って。なければいいです。答弁はいい。

○総務部長（田代健一）建設業の業界における労働力不足、それから技術者の高齢化による不足というのが深刻であるというのは、発注者の側としても認識しているところでございます。

これについては、ちょっと契約検査課の発注管理の側で対応できる限界というものはございますので、そういった雇用の問題全般としては捉えていけないといけないと思っておるところでございます。

発注する側の対応できる範囲の中では、女性の登用というのが今、盛んに言われておりますので、女性技術者が入りやすい現場になるように、そういった女性の技術者とか、それから女性の作業員の方の雇用に対して何らかの公共事業の発注におけるインセンティブが得られるような仕組みづくりというのは、今、検討をしているところでございます。

それと、若者とか新規の業界への参入する人手という部分については、ちょっと大きな目で見なければならぬというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）それでは、平成29年度第5回補正予算に係ります防災安全課所管の補正予算につきまして、御説明いたしますので、予算に関する説明書第5回補正の27ページをお開きください。

まず歳出からでございますが、2款1項2目秘書広報費の自衛官募集事務費につきまして、10万8,000円の増額をお願いするものであります。内容としましては、自衛官募集の看板を設

置してありまして、その修繕費でございます。

次に、28ページをごらんください。

2款1項12目市民相談交通防犯費の防犯対策費につきまして、財源調整をお願いするものであります。内容といたしましては、防犯カメラ設置につきまして、平成29年度電源立地地域対策交付金を活用し整備することとしておりました。その交付金額確定に伴う財源調整でございます。

次に、55ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の災害予防応急対策費につきまして、124万2,000円の減額、防災行政無線通信施設管理費につきまして、345万6,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、災害予防応急対策費の減額につきましては、国主催の原子力防災訓練の視察終了、それから、新規採用職員用の防災服調整などが終了しましたので、不用額が生じましたので減額をするものです。

防災行政無線通信施設管理費の増額につきましては、防災行政無線戸別受信機の購入費をお願いしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますがページを戻っていただきまして、18ページをごらんください。

15款3項1目総務委託金につきまして、10万8,000円の増額をお願いするものであります。

内容としましては、防衛省では、市町村における自衛官募集事務をより効果的に推進するため、毎年度、組織募集を模範的に実施する市町村を自衛官募集事務重点市町村として指定をされ、重点市町村へは委託費を増額して配分されます。

例年でありまして、委託費は当市におきましては2万円が見込まれておりますため、平成29年度当初予算におきましても2万円を計上しておりましたが、本市が本年度、重点市町村として指定され、12万8,000円の配分を受けましたので、増額して受け入れようとするものでございます。

次に24ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきまして、1億4,250万円の受け入れをするものであります。内容としましては、昨年8月19日、三反園鹿児島県知事が原子力防災に関する現地視察を行われた後、九州電力(株)に対し、8月26日と9月7日

の2回要請をされたことに対し、九州電力㈱から、川内原子力発電所周辺住民の避難道路へのアクセス道路等の改善支援について、支援するとの回答があった件に関する協力金でございます。

昨年11月から鹿児島県、本市、九州電力㈱で協議を行ってきておりましたが、今回、九州電力㈱との調整が整いましたので、鹿児島県及び本市に支援内容について通知があったものです。

本来であれば、鹿児島県知事の要請に対する支援でありますので、九州電力㈱から鹿児島県に納付をされ、鹿児島県経由で本市に交付というところを考えるとごさいますが、これまでの三者協議を踏まえ、九州電力から直接本市が受け入れることとなったところごさいます。

なお、道路整備につきましては建設維持課で執行することとしております。

以上で、平成29年度第5回補正予算の説明を終わります

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 特にごさいません。

**○委員長（帯田裕達）** これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** ちょっとお尋ねしたいんですけど、今度また年明けになりますと1号機、2号機の定期検査がありますよね。作業員はどのぐらい入ってくるんですか。

**○危機管理監（中村 真）** ただいまの御質問でございませぬ。

今回の定期検査は1号機、2号機で若干長くなるということで、通常よりは多くなるということ

では聞いておりますけれども、具体的にまだ何人という、そこはちょっと人数的なところはまだ聞いてないところでございませぬ。

**○委員（徳永武次）** 恐らく相当な数じゃなかろうかと予測をしているんですけど、宿泊施設なんかは薩摩川内市の中で足りるんですか。

**○危機管理監（中村 真）** 定期検査に係る宿泊の関係ということでございませぬけれども、通常の定期検査であれば、委員のほうからも御質問がありましたとおり、大体、市内の宿泊施設もしくは、ごく近隣の一部の宿泊施設を使ってということで聞いておりますけれども、今回、通常よりも多いということで、さらに範囲を広げたところで、そういった宿泊施設の確保をしないといけないということでは聞いておりますが、具体的にどういったところまでということでは、まだ関連業者としては当たっているという話では聞いておりますが、具体的にどういったところということでは、まだ聞いていないところでございませぬ。

**○委員（徳永武次）** せっかく作業員がそれだけ入るといことは、地元としては潤うことですので、満遍なく薩摩川内市の旅館、いろんなところに手配していただいいていく要望を、また行政のほうからもしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

**○危機管理監（中村 真）** ただいま承りました御意見については、また市としても、やはり市内の宿泊旅館業等、組合を含めて経済的な効果が出てまいりますので、その辺、伝えていきたいと思っております。

九州電力としても定期検査が具体的に始まれば、どういったところでそういった宿泊者が宿泊しているというのも確認はしていきたいということで聞いておりますので、改めて市からも伝えていきたいと思っております。

**○委員（松澤 力）** 済みませぬ。ちょっとここで聞いていいのかあれなんですけど、信号の関係なんですけど、信号いいですかね。もし該当していれば、春の道路診断で、国道267号の一部に右折信号をつけるというのが、一応その方向になっていると聞いてはいるんですけど、それはいつごろ、ことしの春だったので、いつごろ実際に取りつけになっていくのかというのがわかれば教えていただけたらと思っております。

○防災安全課長（寺田和一）今、委員がおっしゃった国道267号から国道3号へのところの双方の川内北中学校側からと、あと鹿児島銀行の大小路支店側からとの右折の件であったと記憶しております。

ここににつきましては、今、警察から公安委員会のほうに進言をされて、どのようになるというのを、またもう一度確認をしてみたいと思います。まだ正式にはいつまでというのは、ちょっと聞いていないところでした。申しわけございません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありま

せんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）ちょっと1件質問したいんですけども。先日、国政選挙もありまして、投票率も18歳から始まって年代が上がれば上がるほど、どんどん高くなって、最終的に70代も80代となってくるとまた下がっていくということで、特に交通不便地域などに住まれている高齢者の足が、交通手段がないような方々に対して、何かしら投票しやすくするような対策というのは練られているのかなということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）今、委員会の中では、そういう形の話はしておりますけど、具体的にはどうというのは、まだ立っておりません。

投票所が今、薩摩川内市には92カ所ございます。投票者の人数、少ないところは1投票所12名いらっしゃるところがございます。そこに投票管理者、立会人とか等々を配置しますので、その分を近くのところへ持って行って、バス等々で送迎をすとか、そういうことを考えております。

その中で、今、言われましたような形の送迎につきましては、考えているんですけども、どうい手段がいいのかなというのがありまして、今そこがちょっと選挙管理委員会の中でも話をしているところでございます。例えば具体的にというのは、ちょっとまだしておりません。

○委員（坂口健太）今いろいろ具体的にはまだということでしたけれども、確かに今12名しか投票された方がいないのですか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）済みません。その投票所の有権者が12名しかいないということです。

○委員（坂口健太）有権者が12名しかおられない投票所となると、どうしても投票所自体も統廃合しないといけないようなところも出てくると思います。

今おっしゃられたような有権者を投票所にバスで運ばれるという方法も一つあると思いますし、どこやったか鳥取かどこか自治体で移動式の投票所を設けている。要するに移動式図書館みたいな感じですね。投票管理者がバスに乗って、いろんなところを回る。そういうふうな取り組みもされているので、ぜひなかなか薩摩川内市も自治体としては面積も広くて交通不便地域も多いので、地域的な格差がないように、今後、調査・研究をしていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）わかりました。それも含めまして、また今後、検討をしていきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

#### △会計課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、会計課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○会計課長（脇園和文）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）ちょっと1点教えていただきたいんですけども、各種基金の運用の仕方に対してお伺いしたいと思ひまして、ある程度でいいんですけど、例えば現金や定期預金で保有している比率とか、国債とか地方債の運用のほうに回している比率等、教えていただければと思います。

○会計課長（脇園和文）平成29年度で、大体220億円程度の積立基金のほうを運用しておりますけれども、そのうち大体8億円程度を国債の運用として、ほかは銀行への定期預金で運用しておりますのでございます。

○委員（坂口健太）とりあえず国債のほうからいきましようかね。

国債で8億円ぐらい有価証券として保有されて

いるということなんですけれども、何年で利払いを迎えるというか、何年物の国債だったりするんですか。

○会計課長（脇園和文）国債だけではなくて地方債と、あと政府保証債、国債の関係になりますけれども、20年以下で購入をしております。

○委員（坂口健太）国債金利も短期的なもののほうはマイナス金利になっていたりして、地方自治体の基金の運用は非常に選択肢が狭められてきていると思うんですけども、長期的な国債を運用するに当たっては、今後、政府の方針としては、デフレーションから脱却をして、インフレーションのもとに経済基盤を大きくしていこうという方針でありますので、もちろん定期預金で保有しておく、金利を国債で運用するというのはあるんですけども、適切な運用に当たられて、今のような運用をしていけば、額面上は減ることはないでしょうが、もし今後、まいるであろうインフレに向かっている、ある程度しっかり運用しておかないと、そのまま保有し続ければ、基金の相対的な価値というのは下がり得るということも懸念されますので、その辺も十分に考慮されて基金の運用には当たっていただきたいと思います。

○会計課長（脇園和文）やはり基金として安全かつ有利な運用という形で、常に心がけておりますので、今後もその考えにのっとり運用していきたいと思ひます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、会計課を終わります。

---

#### △監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○監査事務局長・公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第156号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）議事調査課でございます。

補正予算について、御説明いたしますので、予算に関する説明書の26ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、補正額の68万5,000円の増額は、備品購入費の増額でございます。お願いしております備品につきましては、議員の皆様が総括質疑並びに一般質問の際、使用されます資料等を映し出すため、発言席に設置する書画カメラ1台と、現在、電子表決をする際、システムが稼働したときに議場にあるマイクが全て自動で切れることから、議長席に配置しますシステムと連動しないマイク1本でございます。

歳入はございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○議事調査課長（砂岳隆一）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課は終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、急遽、委員派遣の手続が必要になった場合、その手続を正副委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 帯田裕達